

[051_03] 経済学研究表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/4491645>

出版情報：経済学研究. 51 (3), 1985-12-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



昭和55～57年度学位論文要旨・論文審査要旨

本吉敬治氏学位授与報告

報告番号 乙第42号
学位の種類 経済学博士
授与の年月日 昭和55年7月9日
学位論文題名 経済政策論序説

主論文の要旨

本論文は、従来の研究が個別に独立してなされてきた「ドイツ社会民主党」と、「イギリス労働党」の経済政策についてその理論が同一の基盤にあるものとして考察し統一的に把握しようとするところに主眼点がある。つまり19世紀の「ドイツ社会民主党」の綱領に基づいて、その経済政策論の問題点を本論文の前半部においてかなり詳細に解明し、他方、第2次大戦後に「イギリス労働党」によって採用された基礎産業の国有化政策の背後にある経済政策論の基盤を、イギリス社会主義思想の源泉と思われる「土地社会主義」思想にまで歴史的に遡ってのべる後半部とよりなる。そしてこの前半部と後半部との間に、わたくし自身の積極的な経済政策論の論理構造を展開し、両者をつなぐ環とした。「ドイツ社会民主党」の政策綱領のうち古典的な代表的なものについて検討し、そこに析出した政策理論の根底にある原理的な点を挙げ、また「ドイツ社会民主党」と異質の「イギリス労働党」の基礎産業国有化政策の理論的・歴史的系譜に看取ることのできるマルクスの社会主義思想の源泉との間に、理論的関連が、換言すれば同一性が存在することを明かにしようと努めた。

本論文の「序」でのべるように、現代資本主義＝現代帝国主義段階の経済政策は、現代資本主義体制のアンチテーゼとして生まれた社会主義・労働者政党の綱領にみられる理論と、具体的な政策実践とのなかにこそ、科学的な認識体系としての経済政策論の形成過程がある、と考えたわたくしの基本的視点から論じたものである。

そもそもドイツとイギリスの社会主義・労働者政党は、その政党結成以来の歴史をふくめて全く異質的な発展をたどりながらも、いずれもヨーロッパの社会民

主主義としてその経済政策論としては論理的に同一の根を有するものであるという点に着目し、この問題をマルクス『経済学批判』のいわゆる「体系プラン」にある「(土地)所有・国家」という二大カテゴリーにおいて把握し、これを統一的な認識体系のなかに収めるという問題意識のもとに論述している。もちろんこのような大きな問題の解明が、本論文において十分になされたということはできないが、少なくともその解明の糸口は与え得たものと思う。

ドイツとイギリスにおける両政党の具体的な経済政策を素材として、抽象的な政策理論と理念の生起・根源を探るという——具体から抽象へという——方法を取り、現代経済政策論の基底部に伏在する政策理論を析出したものである。したがって本論文は経済政策論プロパーの、特定の国もしくは産業部門における具体的な政策の考察、研究ではなく、さきにのべたように、わたくし自身の経済政策論の形成過程であり、現代資本主義での経済政策の主要な手段となった産業国有化政策(イギリス)が、マルクス主義の影響がきわめて薄いといわれながらも、必ずしもそうではないことを強調した。イギリス独自の社会主義の理論を、全く異質なマルクスの経済理論に基づき、経済政策論を再構築するということを試みたものである。

論文審査の要旨

論文審査担当者	{	主査	九州大学	教授	都留大治郎
		副査	"	"	野口雄一郎
		"	"	"	木下 悦二

本論文は、「経済政策論序説」という教科書風の表題をもっているが、その内容は「現代経済政策論の形成過程」もしくは「現代経済政策論の成立過程」とでも表現すべきものであって、帝国主義のもとにおいて、資本主義の経済政策が形成されてゆく過程を、独自の方法によって、解明した本格的な研究である。

本論文は、序と四篇(I～IV)10章より成立している。序においては現代経済政策論研究の方法論的解明がおこなわれ、その分析対象として、反体制的なドイツ社会民主党の初期の政策綱領をとりあげている。資本主義的経済政策に対する根本的な批判者として現わ

れたこの労働者政党は、これまで階級・国家・民族・社会主義など経済政策上の多くの争点をめぐって論争をくりかえしてきたし、またその主張は事実経済政策手段として実現されてもきた。にもかかわらず従来これらの諸綱領に対して一貫した経済学的解明が全くといってよいくらいなされていないこと、従ってそこに解明のメスを入れねばならないのではないかという強い問題意識から出発するという方法を取り、そこに分析の基本的視点を設定する。

まず、I「ドイツ社会民主党の政策綱領」では、ドイツ社会民主党の政策綱領の先駆をなすところの『ドイツ労働党同盟綱領』から説き起し、さらに『共産党宣言』の理論と政策との対比を行っている。さらに古典的文献である『アイゼナッハ綱領』、『ゴータ綱領』、『エルフルト綱領』についても、経済学的解明を試み、これらの政策綱領が現代資本主義における経済政策論の科学的認識体系の樹立にとって、いまなお有効な政策論であることを明らかにする。同時にまたそれは純粋な資本主義における自律的な経済過程の運動法則の解明とは、異質の次元において解明すべき対象であるという独自の立場を明らかにする。このようにして、ドイツ社会民主党の古典的綱領の原文について、経済政策論的意義を見直している。

つぎに、II「伝統的政策論の方法と段階論」においては、Iで明らかにされた経済政策概念を基に、近代的な経済政策論の出発点と考えられているドイツ社会政策学会の体制的・伝統的経済政策論を改めて見直すという順序をとっている。このような研究の展開は、ドイツ社会政策学会の誕生が、先行するドイツ社会民主党の諸綱領（具体的にはとくに『アイゼナッハ綱領』）の採択と党の勢力拡大に触発されたものであることは否定できないのであるから当然の方向であるが、I、II篇を通じて、経済政策論としての段階論の形成と経済学の原理的純化の必要性を説いている。この段階論的視点に立たねばならないという論拠としては、自由主義的経済政策論の理論的基盤の問題を挙げ、経済政策論は、商品の次元ではなく、その発展した形態である資本の次元での考察を必要とする主張する。そして、資本主義の歴史的発展過程の完成した成果であり、同時に資本主義の消滅過程でもある帝国主義段階の到来とともに、経済政策に対する科学的認識がはじまるとも主張している。

以上のように、資本の次元から発する経済政策の理論認識の可能性を論じたのち、III「経済政策論の論理

構造」へと移る。このIIIは、資本主義経済体制の生成期たる「重商主義的経済政策論の構造」(第6章)からはじまるが、歴史的には過去へ遡る構成となっている。Iにおいては帝国主義段階の経済政策をいわば正面から、IIにおいてはそれを側面から考察したが、このIIIにおいては、帝国主義と重商主義段階の経済政策が外形的には類似性をもちながら、本質的には全くの異った存在であること、さらには両者はいわば逆転の関係にあることを明らかにする。すなわち経済政策の歴史的分析をおこないながら、そのなかから経済政策論としての論理構造を抽出する作業がおこなわれているのである。

これにつづくIII篇第7章『『本源的蓄積期』と『近代植民理論』の政策論的関連性』(1.土地所有形態と「近代植民理論」)は、まさにこのような論理構造の抽出作業である。だがそれと同時に、土地所有形態を通じて、IV「イギリス労働党の政策問題序論」で論じられる「土地固有化論」へとつなぐ重要な理論的連鎖の環を展開する作業でもある。

このようにIVでは、IIIでのべた経済政策の論理構造をうけて、帝国主義段階における最大の政策テーマの一つである産業固有化政策に、考察を向ける。ここでは、具体的にイギリス労働党の産業固有化政策の出発点となった国有化思想の根源が、遠く18世紀にまでさかのぼるイギリスの「土地社会主義」に発しており、これがマルクスの社会主義思想の遠い源泉でもある「土地社会主義」と共通点をもっていることが明らかにされる。またこの国有化思想は、「生産の社会化」から展開されたドイツ国有化政策とは異なっており、イギリス社会主義思想独特の、したがってまたイギリス労働党の採る社会主義的経済政策に独自の政策的発想であることも明らかにされている。要するにイギリス社会主義思想の特異性をこの「土地社会主義」思想に求め、その性格規定に正面からイデオロギー問題として取り組み、マルクス主義の影響の極めて薄いといわれるイギリス社会主義思想を、全く異質なマルクス経済学の理論と方法を用いて、全面的に解釈し直す糸口を与えているところに、本論文独自の方法がある。

以上のように本論文は、近代的な経済政策論の出発点を体制的なドイツ社会政策学会に認めながらも、それに直截に対抗する反体制的な社会主義政党の綱領のなかに、経済政策の具体的かつ本質的な方向を探りだすことによって、帝国主義のもとにおける経済政策の確立・形成過程を追求している。その場合、第一に、

経済政策の本質部分を政党の綱領に求め、綱領そのものを分析することによって、経済政策の本質を析出しようとする。第二に、これまで別個の系譜に属するとされてきたドイツ社会民主党の政策とイギリス労働党の政策を、マルクス経済学の理論を用い、一直線上に並べることによって両者を比較するという手法をとっている。

なお本論文はIVのように、今後なお研究の展開の必要を残した部分もないわけではない。にもかかわらず、本論文はその研究のスケールの大きさと独創性を十分に評価することができる。

また、論文を中心とした専攻分野に関する専門的知識についても、本人の研究歴及びその他の業績等から判断して、十分と考える。

よって、本論文は経済学博士の学位を授与するに価するものと認められる。

柴川林也氏学位授与報告

報告番号 乙第43号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 昭和55年7月9日

学位論文題名 投資決定論

主論文の要旨

本論文では、経営財務の視点から投資決定論を考察するが、その場合にいわゆる規範的財務論の方法論によりながら、資本の調達と運用の統一的把握が投資決定論においてどのような意味に理解されるべきかを明確にする。さしあたって、これと正反対の次のような見解に注意しなければならない。

因みに、ファーマ＝ミラー (E. F. Fama and M. H. Miller) は、完全資本市場と株式の市場価値最大の仮定のもとでは投資決定は財務問題というよりは生産管理の問題になるというのである。上記の仮定のもとでは投資決定は資金調達決定と無関係になるのであり、これを分離原則という。確かに確実性を前提とするならば、資金の調達源泉に差異は生ぜず、投資決定論は技術的な意味での経済計算にすぎなくなる。同様のことは不確実性下において、投資決定を資本構成ならびに資本コストに関連づけて検討したモジリアーニ＝ミラー (MM略称) の命題にも当てはまるのである。投資決定のもとらす営業リスク (business risk) が資金調達に関連する財務リスク (financial risk) に無関係

になるというかれらの主張を敷衍すれば、投資決定論は経営財務論の範疇には入り得ないことになる。

本論文は、分離原則あるいはMM命題の批判的検討を介して、不確実性下のもとでの投資決定問題を考察する場合に、資金調達決定と無関係に投資決定の基準を決定することは不可能であることを明らかにする。換言すれば、資本コストの決定の問題を投資の評価基準と独立に論ずるべきではなく、あくまでも相互関連的に考察するときに、両者の最適決定を導くことができる。そのためには、先に指摘した営業リスクと財務リスクとの相互関連性の問題に注意を向けるべきであり、両方のリスク概念に共通する関連要因として、組織的リスク (systematic risk) が重視されなければならない。この概念は、近年著しい発展をみせている資本資産評価モデル (capital asset pricing model) あるいは CAPM の所産であることは改めて言うまでもない。

本論文では、最初に、CAPM の理論的枠組によって投資決定と資金調達決定とが統一的に理解されなければならないとともに、投資決定の基準となるべき資本コストが、何故に組織的リスクに基礎をおくことが必要かを明らかにする。第二に、不確実性下の投資評価の方法にも確実性下の場合とは異なる評価方法が考えられなければならないのではないかと、についても検討する。第三に、これとの関連で、トップの策定する投資方針についても、従来の成長重視型のそれから、リターンとリスクの平衡原理にもとづくパターンに転換することが必要であることを、組織的リスクの分析を通じて内在的に検討していく。

以下、本論文の構成に関して少し詳しく述べていくことにしよう。

(1) さしあたって規範的財務論の方法論に拠りながら、完全市場と確実性を前提とするとき企業の投資決定はどのような原則にもとづいて行われるか、また投資決定と資金調達決定との関係いかん、さらに投資目的である企業価値もしくは株価と配当政策との関連性についても究明する。第五章において分離原則 (separation principle) の意味と内容を検討したうえでどのような条件がみたされるならば最適決定に導くことができるかが明らかにされる。以上の考察は、不確実性下の投資評価と資本コストを主題に議論をすすめるのに不可欠となる。

(2) 一時期、数学的計画法を用いて投資評価における資源配分の効率性を追求しようとする研究が OR

学者を中心に展開された。しかし、完全市場と確実性を仮定する場合に、固有の意味での経営財務の問題から遊離して、純粋に生産技術的側面での投資評価の算法（アルゴリズム）を究明しようとする研究が少なくなかったのである。それゆえに、ワインガートナーが、ハーシュライファー・パラドックスを十分意識しながら、資本割当の問題に対する終時モデルを提唱したことは、数学的計画法の経営財務との相互交渉の必要性を十分認識していた点で大きな意義をもつものと考えることができる。他方、こうした研究の発展の当然の成行きとして、不確実性下の投資評価が資産選択あるいはポートフォリオ選択の理論を部分的に導入する形で展開されるようになった。ところが、こうした接近方法の重大な欠陥は、制約式に負債の調達限度を明記することによって不完全市場を想定しているものの、リスクの評価方法たるポートフォリオ理論はそもそも完全市場を前提とした議論であることから、理論的に首尾一貫しない面が出てくるのである。ポートフォリオ理論の部分的導入にしか過ぎないといわれる所以はここに存する。

（３）本格的に不確実性下の投資評価の問題が取上げられるようになったのは、ポートフォリオ選択理論なかんづくCAPM（資本資産評価モデル）の理論的枠組のなかで、固定資産投資と長期資金調達との関連が上述の分離原則あるいはMM命題との結びつきで追求されるようになってからだといわなければならないであろう。

CAPMにおいては、個々の証券に関する収益率の変動性は二つの要素すなわち市場全体の変動性と証券特有の変動性によって影響を受ける。前者を組織的リスクというが、これは資本市場の変化に関連した変動性を表わし、ポートフォリオのリスクを決定する重要な要素となる。株式の分散投資により分散可能なリスクは除去できるため、CAPMの構造から導かれるベータ（ β ）は個別の証券のリスクを測定する尺度となるとともに、株式の収益率が一般的市場の動向に反応する程度を示す。

（４）説明の便宜上、上記のCAPMの理論的枠組を固定資産投資の問題に適用して、その含意をひき出すために企業はすべて自己資本で投資を賄うと仮定する。第8章ではこの仮定をはずすが、第7章ではプロジェクトのリスクを単位とする市場超過収益率（すなわち危険の市場価格、 $\lambda = \frac{E(R_M) - R_F}{\sigma^2_M}$ ）より大でなければ採用されないことを示す。この λ はすべてのパ

ラメータについて市場データから決まるもので、リスクを単位とする超過収益率の市場価格である。市場リスクをカバーするに足る収益率あるいは価格の支払を要するという意味において、危険の市場価格基準（market price of risk）あるいはMPRという。それゆえに、内容的にはMPRは組織的リスクと同義になるのである。以上の必要収益率は、資本市場が完全でかつ効率的であり、貸倒れの危険もなく、貸出しと借入れの利子率に差がない場合に成立するのである。

ところで、CAPMの投資理論の現実的意味を考えてみると次のようになる。すなわち、CAPMの投資評価が適用されるのは、会社の株式が公開されていて、支払不能の可能性は殆どなく、一期間を単位として（CAPMでは一期間を仮定している）市場ベースでの資本化価値の変化によって、ちょうど株式の収益率を測定すると同じように、プロジェクトの期待収益を表わしうる場合にはかならない。筆者は限られたサンプルの範囲内ではあるが、CAPMによる自己資本コストの測定を行っており、それと伝統的な測定法との対比を第8章で取上げている。また、第7章でも組織的リスクと営業リスクと財務リスクとの相互関係について実証分析を行い、組織的リスクを指標とする資本コストが適当な指標であり、かつわが国においては財務リスクもさることながら、営業リスクの比重が業種・会社によっては予想以上に高いことから、これを低めるために財務リスクの縮小を図っていることが、CAPMの資本コストの測定から容易に判断できることを示した。

さらに、第7章での重要な結論としては、CAPMの理論から導かれる投資の目標利益率は、個々のプロジェクトごとに固有のリスクを反映して決まる限界の資本コストであること、言いかえると個々のプロジェクトのリスクと無関係な平均資本コストではないことである。こうした目標利益率の規定の考え方から、不確実性下の評価法は確実性下の評価法と同じではあり得ず、なんらかの修正が必要となるのである。一つは確実性等価法に基くものと、もう一つはリスク調整の評価法である。確実性等価法は、確定的な収益と期待収益とを無差別にする係数があるという考え方によっている。すなわち、この方法によれば、期待収益率からリスクを控除するに当ってリスクに一定の係数を乗ずる。そしてそれをリスクのない利子率で割り引いて自己資本の市場価値を求めるのである。この一定の係数と

は、リスク回避係数と同義である。現在価値法を投資評価の基準に使う場合には、このようにして求めた自己資本の市場価値から投資額を控除してその値が正なら採用、負なら不採用となる。

また、もう一つのリスク調整法は、CAPMの理論構造式の右边が、リスクのない利率と超過収益率にベータを乗じた値すなわちリスク・プレミアムの和からなることから、この割引率を用いるのである。それゆえ、リスク・プレミアムにおけるベータ(β)が回帰分析から求められるなら、これを使って割引率を求め投資評価を行うことができる。

(5) 第7章までは、自己資本で投資の所要資金を賄うと仮定してきたが、第8章ではこの仮定をはずす。資金源泉の選択と無関係であった第7章までの議論では意識的に目標利益率という用語を度々使ってきたが、第8章では資本コストの概念に改めている。

ここでの議論は、通常一般に用いられている平均資本コストの尺度が妥当か否かが吟味され、先の危険の市場価格基準すなわちMPRに照らして考えると、全社的な平均資本コストは個々のプロジェクトのリスクを無差別にする以外の何ものでもなく、しかもMM命題が成立するときにはじめて妥当する尺度である。それはさておき、全社的な平均資本コストは企業経営の実態にも即しておらず、今日の多角化した事業経営のもとでは、画一的な資本コストの基準では資本支出選択の合理的な指標にはなりえず、かわって危険の市場価格の考え方に即応するような部門の資本コストが採用されなければならないであろう。すなわち、部門ごとに、プロジェクトのリスクの水準に応じてプロジェクトの採否をきめるとともに、これに基づいて本社あるいはトップから部門への資本割当が行われるのである。この考え方に即して、部門ごとにリスクがほぼ同一水準にあると見なされるので、部門ごとに異った資本コストすなわち平均資本コストを算定できる。したがって、単一の全社レベルの平均資本コストに代えて、部門ごとに複数のそして限界的な平均資本コストが用いられるのである。部門の資本コストは、はじめ自己資本コストについてCAPMに従って測定されるため、部門がもつものと同じ程度の組織的リスクを含んだ要求利益率になり、部門の組織的リスクが大きければ大きいほど、資本コストは大きくなる。

さて、資本コストの測定法における部門の資本コスト方式は、投資評価の基本原則にも変化を生ずることに注意しなければならないであろう。一般に、プロジ

ェクトは期待収益率は大きいリスクも大きいものと、逆に期待収益率は小さいリスクも小さいものとに分けられる。いま、前者のプロジェクトについて、全社的な平均資本コストは上回ってはいてもリスクが大きいと、その収益率は部門の資本コストを下回り採用リストに入らないとする。ところが、現実には、多くの部門を有し多種製品を販売する企業においては、資本割当ての先取特権を享受するのは、多分に組織的リスクの大きい部門である。こうした部門は、期待収益力の大きいことが、予算の獲得に積極的になる誘因を提供するのである。反面、組織的リスクの小さいプロジェクトをもつ部門では、予算の獲得の段階で前者に遅れをとる傾向が強い。こうした結果が生ずるのは、実は投資の採否の切捨基準が全社的な平均資本コスト指向によるためであり、この場合には成長重視・リスク軽視に陥り易くなる。これに代って、部門の資本コストの基本的な考え方としては、投資決定あるいは投資評価が成長重視のみを指標とせず、期待収益とリスクの平衡原理に依拠しなければならないことを意味する。それゆえに、組織的リスクについて同質的な部門の資本コストは、企業内部の投資の統一かつ一貫した基礎にならなければならないのである。すなわち、この理論値を越える収益率を投資が上げるならば、投資対象のうち自己資本部分で賄われる投資額がもたらす収益の実現によって、株価は上昇し株主の富と効用は増大するからである。

(6) 第9章では、投資決定論が経営財務論において固有の位置を占めうるか否かを論証するため、分離原則が不確実性下において成立つものかどうかを追求されねばならない。すなわち、この命題のいう資本構成無関連説とその系ともいべき投資の切捨基準たる平均資本コストの妥当性に対する検討を意味する。ここでは、MMとはほぼ同じ仮定のもとで最適資本構成の問題を考察するが、主要な諸仮定をはずす場合に、すなわち市場の分割、貸倒れの危険、投資家の予測の不一致についてリントナーの命題を参考にしながら投資決定の問題との関連性を追求する。

以上を要するに、資本市場の完全性を前提として投資家がポートフォリオの組替え操作をするとき、企業自体のポートフォリオの変更が中立化し、ひいては資金調達決定と投資決定とが無関係になるというのが分離原則の主旨であった。ところが、企業倒産のリスクをめぐる投資家グループが市場を分割するときには、裁定取引によってそれが行われるための条件が十

分ではなくなる。したがって、投資決定と資金調達決定とを分離して考えることはもはや成立しなくなる。MMの平均資本コストは、同一のリスク・クラス (equivalent risk class) という不確実性の特殊加工によって導かれており、したがってそれは個々のプロジェクトのリスクとは無関係に一律にすべてのプロジェクトに適用される。これに対して、CAPMの資本コストは、個別のプロジェクトのリスク (営業リスク) を重視し、それに応じて組織的リスクが変化するから、プロジェクトごとの限界資本コストが適用されることになるのである。

この限界資本コストの考え方を資金の調達源泉の多様化と係らせて展開したのが「部門の資本コスト」の考え方であり、これは少なくとも理論的な資本コストにもっとも近似したものと思われる。ここに理論的な資本コストとは、CAPMによって投資の営業リスクを反映したプロジェクト別の限界資本コストである。各部門ごとにプロジェクトのリスクの同質性を想定して限界資本コストを算出し、そのうえで目標負債比率をウェイトにして平均資本コストを算出するのである。こうした計算的操作のうちに、目標負債比率の設定を通じて全社的に財務リスクの安定化を図ることが根底にあることに注意を要する。

こうした資本コストの規定の考え方から、さらに不確実性下の投資評価の方法は、確実性下のそれとは異なる方法として、確実性等価法やリスク調整割引率法が用いられねばならないことを述べたのである。たとえば、DCF法のように一般に用いられている方法も、不確実性下では少なくとも理論的には確実性等価法とリスク調整割引率法のいずれかによって補正されないかぎり有効な評価法とみなすことはできない。また、上述した資本コスト、とくに組織的リスクに基礎をおく考え方によって、設備投資の方針として、成長重視・リスク軽視に代って、期待収益とリスクの平衡にもとづく投資評価が不可欠であることを強調したのである。

論文審査の要旨

論文審査担当者	{	主査	九州大学	教授	片山 伍一
		副査	"	"	市村 昭三
		"	"	"	川端 久夫

本論文は、二つの明確な問題意識によってつらぬかれた投資決定問題の研究である。従来の財務研究にお

ける主要な欠陥の一つは、伝統的な経営財務論ないし株式会社金融論における財務的意思決定問題の欠落である。そしてその二は、経済学的ないしOR的投資決定論における資本調達決定問題の欠落である。本論文は、これらの欠陥を、前者に関しては規範的財務論の方法を鮮明に主張することによって暗黙のうちに、後者に関しては資本運用と資本調達を統一的に把握する広義投資決定論を展開することによって積極的に、克服しようと意図している。後者に関連しては、ファーマ＝ミラー (E. F. Fama and M. H. Miller) の狭義投資決定論と、モジリアーニ＝ミラー (F. Modigliani and M. H. Miller) の資本構成無関連説 (MM理論) を、批判的に吟味する。すなわち、(1)ファーマ＝ミラーは、完全資本市場と株式の市場価値最大化の仮定のもとで投資決定問題を論じているが、かかる確実性仮定のもとでは、資本調達源泉に質的差異がなくなり、投資決定問題は、資本調達問題と無関係に技術的な投資の経済 (性) 計算の問題と化する、ときびしい。他方、(2)モジリアーニ＝ミラーは、不確実性下での投資決定問題を資本構成と資本コストに関連させて取り上げ、リスク要因を体系的に導入しているが、投資決定に伴う営業リスク (business risk) と資本調達に関連する財務リスク (financial risk) とは無関係であるという彼らの主張からは、資本調達問題ないし資本構成問題を積極的に取り上げる必然性は導き出し得ない、と批判する。

かかる批判的検討を介して、本論文は、投資決定に内在する営業リスクと資本調達に伴う財務リスクの相互関連に注目し、両者に共通する関連要因として組織的リスク (systematic risk) 概念を重視する。この組織的リスク概念は、近年著しい発展をみせている資本資産評価モデル (capital asset pricing model = CAPM) の所産である。

以上の問題意識をふまえて、本論文は10章と付論2とから構成されている。まず、第1章で、投資決定論の発展をあとづけながら、資本の運用と調達の統一的把握を課題とする広義投資決定論の理論的構造を概観する。次に、第2章に移り、企業と所有者 (株主) とを連結する重要な媒介変数としての配当 (政策) を取り上げ、この配当政策と株式評価との関連を追求する。そして資本市場の完全性と確実性を前提とするかぎり、配当政策それ自体は株式の現在の市場価値と無関連であり、投資決定と資本調達決定とは相互に分離して考察することができるという命題 (分離原則) の

成立を認める。第3章では、最適投資決定の基準が完全市場および不完全市場の仮定のもとで分析されている。第4章と第5章においては、数学的計画法が投資決定の問題領域においてこれまで果してきた貢献、ならびにその特質と限界が論究される。すなわち、完全市場と確実性の仮定のもとで、数学的計画法を用いて投資評価における資源配分の効率性を追求しようとするOR的研究のなかには、固有の意味での経営財務の問題から遊離して、純粋に生産技術的側面での投資評価の計算法（アルゴリズム）を究明しようとするものが少なくなかった。それ故に、ワインガートナーが数学的計算法と経営財務論との相互交渉を十分に認識した研究を展開していることを、高く評価する。そして、不確実性下の投資評価の研究は、当然の成り行きとして、資産選択あるいはポートフォリオ選択の理論を部分的に導入するようになった。しかしながら、こうした接近方法は、負債の調達限度を制約条件とすることによって不完全市場を想定してはいるものの、ポートフォリオ理論はそもそも完全市場を前提とした議論であるから、理論的に首尾一貫性がない、と批判する。

ところで、不確実性下の投資評価の問題が本格的に取り上げられるようになったのは、資本資産評価モデル（CAPM）の理論的枠組のなかで、固定資産投資と長期資本調達との関連が追求されはじめてからである。本論文は、第6章で、この資産評価モデルを中心に、組織的リスク、営業リスクおよび財務リスクなどのポートフォリオ・リスクの構造を解明する。次いで第7章で、組織的リスクの内容を吟味し、危険の市場価格基準（market price of risk=MPR）を明らかにする。さらに、第8章において、資本コストと組織的リスクとの関連などを丹念に検討している。

なお、第7章、第8章では、組織的リスク、営業リスクおよび財務リスクの相互関係についての実証分析と、CAPMによる自己資本コストの実証的測定を行い、CAPMによる投資理論の現実的適用性を検証している。

第9章は、投資決定論が経営財務論において固有の位置を占めうるか否かを論証するために、投資決定の資本構成無関連説およびその系ともいうべき平均資本コスト説の妥当性を吟味する。そして市場の分割、貸倒れの危険、投資家の予測の不一致などを追加的に考慮した場合、投資決定と資本調達決定とを分離して考えるいわゆる分離原則は、もはや成立しえなくなる、

と主張する。

最後に、第10章で、インフレーションが資本資産評価ならびに投資の評価に及ぼす効果を分析している。

これらの研究から導き出された重要な結論は、CAPMの理論から得られる投資の目標利益率は個々のプロジェクトの固有のリスクを反映する限界資本コストであって、それと無関係な平均資本コストではない、ということである。かかる全社的な平均資本コストを基準とすることは個々のプロジェクトのリスクを無差別視する以外の何ものでもなく、企業経営の実態にも即していない。こんにちの多角化した事業経営のもとでは、画一的な資本コストの基準にかわって、危険の市場価格の考え方に基礎をおく部門別資本コストが資本支出選択の合理的指標として採用されるべきである、と主張する。

以上のごとく、本論文は、多年にわたる緻密な研究の蓄積に基づいた意欲的な投資決定論である。すなわち、本論文は、従来、投資決定論が経済学的ないしOR的研究の圧倒的多数の中に埋没し、その本質がとかく見失われがちな学界の状況下にあって、包括的体系をもつ経営財務論的投資決定論を見事に提示している。資本運用と資本調達の相互関係を統一的に把握する一般均衡理論としての強靱な理論構築がそれである。そこには理論的な多くの新知見や独創的見解が含まれており、こんにちの規範的経営財務論研究の水準から一步踏み出したものとして、きわめて高く評価することができる。

なお、論文を中心とした専攻分野に関する専門的知識についても、本人の研究歴および研究業績等より判断して十分であると考ええる。

したがって、本論文は経済学博士の学位を授与するに値するものと認める。

武野要子氏学位授与報告

報告番号 乙第44号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 昭和55年7月9日

学位論文題名 藩貿易史の研究

主論文の要旨

本論文の主題は、幕藩制国家における西南諸藩の海外貿易の史的分析である。幕藩制国家は、中央権力の支配性の強い、民族国家としての表皮を被った封建制

国家であるが、それは再生産の体系として鎖国制を採っている。すなわち、藩政成立の前提として、蔵物販売市場としての中央市場の形成、重要都市の直轄領化、運輸交通機構の支配、貨幣鑄造権ならびに外交・貿易権の把握等々の、中央権力・幕府への集中、独占が実現された。ここに鎖国制をふまえた藩制の成立がみられる。しかし、藩が分有する国家的機能は、藩によってそれぞれその規模と特質を異にし、外様の大藩の中には、幕府の専制的かつ超越的な権力を必要としながら、一方では独自の藩政を展開し、ある場合には、幕府権力を無視した行動を起こす例すらみられた。これら諸藩の幕府権力に対する国家的機能の発現は、その海外貿易活動にももっとも顕著にうかがわれる。

本論文は、構成上三部から成っている。第一部はいわば第二、三部の導入部門にあたり、西南諸藩の藩貿易成立の前提を解明する作業にあてられている。第一章では、ヨーロッパ人來日前後の東アジア交通機構の態様とその中における日本の位置づけ、商教一致に基づくポルトガル対日貿易の形態と布教の進行、西南地域戦国大名のキリスト教の受容ならびに貿易政策を、文献ならびに史料で実証している。中央権力の直轄都市として、鎖国体制下幕府の管理貿易の中樞をなした長崎の開港とその都市的發展を、第二章で取り扱った。第三・四章は、秀吉政権ならびに家康政権が展開した外交・貿易政策と、エンペラーズ・シルクに象徴される、統一者自身が獲得した貿易利潤の抽出過程の分析にあてられている。とりわけ、カリスマ的存在であった秀吉の強硬外交の跡を継いだ家康の柔軟外交、鎖国制の形成過程における諸問題ならびに鎖国令の内容分析に重点をおいて論を進めている。次に、これら中央権力の外交・貿易政策に対する西南諸藩の対応策が問題となるが、本論文の第二部ならびに第三部は、おもにそれらの問題を取り扱っている。すなわち、第二部では、島津・鍋島・細川・黒田各藩を取り上げ、各藩藩主の戦国期における外交・貿易の推移、初期豪商範疇でとらえうる大商人の経営形態と大名の関係、鎖国令への対応策を分析し、四藩の比較を試みた。その結果、若干の相違点があることが判明した。たとえば、旧族居付きの外様大名島津氏は、終始独自の貿易を展開し、鎖国令をも事実上無視して、中央権力との対決の姿勢を崩さなかった。島津氏と共通の体質を持つ鍋島氏も、幕初生糸貿易に著しい積極性をみせたが、領内に良港を持たなかったこともあり、鎖国令発布後貿

易は中断した。しかし、鎖国体制下鍋島領内でひんぴんとして起こった抜荷は、鍋島氏による中央権力の暗黙の否定である。また、同氏の貿易が贈答や家臣への配布というよりも販売利潤の獲得を目的する性格のものであった点を看過してはならない。第七章では細川藩の貿易を取り上げ、幕初から鎖国直前にいたる約二十年間の同藩の貿易の規模、方法等を分析している。同藩が鎖国後取引方法の若干の変更を余儀なくされたとはいえ、貿易量や貿易品目の点で目立った変化がみられないことは、細川藩が貿易藩として、再生産の基底に海外貿易を置いていたからである、と結論している。以上の諸藩と対照的な外交・貿易政策を志向した藩として、第八章で黒田藩を取り上げた。海外貿易の伝統を持つ風土性の中で、藩主が近世大名として中央権力の諸政策に適合的たらしめ、伝統的風土性に逆行する政策を行使しようとした場合、領内商業資本の不満が、密貿易という、中央権力体制への反撃や批判として結実すると結論している。第三部では、中央権力の衰退に乗じて、急速に一層の積極貿易へ転じた西南諸藩の動向を、島津・鍋島両藩の実例で分析している。島津藩と幕府との間にくり広げられた琉球貿易をめぐる政治的交渉が、両者の力の闘争であったことを実証したのが、第九章である。第十章では、鍋島藩を取上げ、蘭辭で名君のほまれ高い藩主直正の主導で、領内石炭産業の育成發展に努力し、イギリスの長崎居留地商グラバー商会と高島炭坑の合併経営を行ない、同炭坑をわが国最初の近代的炭坑に仕立てあげた経過と、根強い直輸出への志向性が幕末期の佐賀藩にすでにうかがわれる点を主張している。

なお、本論文の主題とりわけ第三部の叙述を基に、近代以降西南地域の貿易がいかなる規模でいかなる方法で發展したか、貿易資本の蓄積はいかに進められたかを解明することが、筆者の今後の課題として残されている。

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学 教授 秀村 選三
	副査	“ “ 湯村 武人
	“	“ 助教授 松下 志朗

戦後の日本貿易史の研究は、戦前の鎖国是非論から鎖国の目的ならびに鎖国令前後の貿易の実態の分析に移ったといえる。本論文は幕藩制国家における西南諸藩の外国貿易に関する史的研究である。

幕府は強烈な中央集権的な封建制国家の形成・発展に努め、そのため藩による貿易活動を阻止して貿易独占をはかる必要があった。しかし西国外様大藩の中には、藩の統制上幕府権力を必要としながら、他方では独自の藩政を展開し、幕府権力を軽視乃至無視する動きもあった。藩権力が分有する国家的機能の発現は藩貿易に最も顕著に見られ、幕府と外様大藩の間では貿易をめぐる冷戦が展開された。その実態を明確にすることが本論文の主題の一つである。また一般に商人の成長が充分でない段階では領主の商業行為が全体の商品流通の展開を促すが、外様大藩の貿易活動はその好個の例となるものであり、此の時期の西国諸藩の貿易形態とそれが我が国の市場の発展に与えた影響を分析することが本論文の第二の主題である。しかも鎖国体制下でも密貿易を続けた藩もあり、幕末期幕府権力の衰退に乗じて、密貿易を公然化させ、安政開国後は積極的貿易活動をなしており、此の面の分析が第三の主題である。

さて本論文は三部から構成されている。第一部は西南諸藩の藩貿易成立の前提を、最近の研究をよく吸収して叙述する。第一章ではポルトガル人来航時の東アジア通商機構と日本の位置づけ、ポルトガル対日貿易の形態、戦国大名の貿易対策を分析している。第二章では幕府の管理貿易港長崎の開港とその都市的発展をうかがい、第三・第四章では強硬外交を展開した秀吉政権の貿易政策と柔軟外交に徹した家康政権の貿易政策を取り上げ、朱印船制度・糸割符制・鎖国令とその影響を考察している。朝鮮出兵前後における博多や博多商人の経営形態の分析に著者独自の分析と解釈が見出されよう。

第二部では幕府の外交・貿易政策に対する西南諸藩の対応策が取り上げられる。第五章では島津藩が終始独自の貿易を展開し、鎖国令を無視して中央権力に対決の姿勢を崩さなかった事実を多数の藩政史料を新たな視角から駆使して解明している。山川港における南蛮船貿易に関する解明は、たんにそれだけでなく、幕府・ポルトガルと藩・イスパニアの対抗を推察させる重要な提言である。第六章では島津氏と共通の体質をもつ鍋島藩を考察し、著しく積極性を見せていたにもかかわらず鎖国令後は貿易を中断し、抜荷という形で暗黙の抵抗へと方針を転換したとする。とくに初期豪商平吉家の研究は未開拓分野の解明として重要である。第七章では細川藩を取り上げるが、質量ともに全国屈指の史料であるだけに、精緻な分析がなされている。

とりわけ鎖国令直前20年間の輸入貿易の実態を明らかにしたのは本書の大きな業績といわねばならない。第八章では上記の諸藩と対照的な外交・貿易政策を志向した黒田藩を考察している。

第三部では幕府権力の衰退に伴ない急速に積極的な貿易へ転じた諸藩の例を述べている。第九章は島津藩の琉球貿易をめぐる対幕府との交渉、また幕末島津藩が展開した西南交易圏の指摘は、たんに貿易史のみならず近世政治史・経済史にとっても重要な成果である。第十章では鍋島藩を取り上げているが、ことに近代的炭坑経営の嚆矢とされる高島炭坑のイギリスとの合弁経営、直輸出への構想等をうかがい従来の研究を一歩進めている。

以上本論文は西南地域諸藩が外交・貿易面で微妙な差違をみせながら、いずれも財政の基盤に外国貿易を不可欠な要素としていたことを明らかにするとともに、鎖国への対応を解明して、いわゆる西国封建制の特質を考察したものであり、著者が20数年にわたり一貫して貿易史の研究に精進した諸成果のエキスとも言ふべき労作である。ただ望蜀の感を述べれば藩貿易史の上で重要な対馬藩の朝鮮貿易が欠落しているが、対馬藩の史料も尠大なものがあり、従来の研究もかなり進んでいるので、容易ではないと思われる。しかし、今後著者によって独自の分析・研究がなされることを期待するものである。

最近日本貿易史の研究は外国商館の会計帳簿や教会史料等の分析によって著しい発展をとげたが、種々の面で此等の史料には制約と限界があった。このとき、著者が西南地域の豊富な藩政史料を縦横に駆使して未知の諸部面を解明したことは、たんに貿易史のみならず、今後近世流通史や藩政史、広くは近世日本経済史の研究に多大の影響を与えらると思われる。

なお論文を中心とする専攻分野に関する専門知識についても、本人の研究歴及び研究業績等より判断して十分であると認められる。

よって本論文は経済学博士の学位授与に値するものと認められる。

平田喜久雄氏学位授与報告

報告番号 乙第45号
学位の種類 経済学博士
授与の年月日 昭和55年7月9日
学位論文題名 「資本論」の論理

本論文は、『資本論』が探究した「資本の論理」とは何かを解明しようとした研究である。しかし、筆者の窮極の研究目的は、現代資本主義の解明のための理論的武器としての、『資本論』を土台とした独占資本主義論ないし国家独占資本主義論の構築である。すなわち、『資本論』の論理の発展形態としての現代資本主義論の確立である。そのためには、『資本論』の論理そのものの的確な把握が要請される。かくして、本論文は、『資本論』の現代的意義を問う手懸りとしての『資本論』の論理そのものの研究である。

本論文は、内容上、序論、本論の第1～3章、本論の第4・5章とに分れる。

序論の内容

周知のように、『資本論』は、資本主義経済の運動法則をそこに内在する矛盾の累積的發展として、すなわち、それを自己否定の論理の発展として解明する。しかし、そのことによって、『資本論』が資本主義の歴史性の論証を完全に果しているかと断定できるのは、それが唯物史観を前提しているという認識にたつてのことである。このように、唯物史観は、『資本論』の課題と内容を規定するだけでなく、その具体的方法である「歴史的・論理的方法」をも規定するのである。したがって、序論では、唯物史観と『資本論』との関連、さらには、唯物史観によって規定された「歴史的・論理的方法」を解明する。しかし、このことは、当然、唯物史観と『資本論』との関連を切断する、いわゆる「宇野理論」の批判となる。かくして、序論では、宇野理論における『資本論』誤解の集約点が両者の切断にねざすことを強調する。

すなわち、第1章で、筆者の理解する唯物史観を叙述し、第2章で、唯物史観と『資本論』との有機的な関連を説明し、同時に、鎌倉孝夫氏の唯物史観を批判する。第3章では、筆者の理解する「歴史的・論理的方法」を説明し、他方で、宇野理論における「歴史的・論理的方法」の誤解を指摘する。すなわち、宇野派の人たちは、『資本論』が「論理的方法」と「歴史的方法」の「混淆（日高晉）」であり、換言すれば、それが、資本主義経済の運動法則の論理的展開と資本主義経済の発生、発展、消滅の歴史的過程の展開の「重ねあわせ（桜井毅）」というように把握する。ここで、その誤解の原因が、基本的には、唯物史観と『資本論』との切断にあることを力説する。具体的には、その第2節で桜井毅氏の主張、その第3節で、降旗節雄氏の主張を検討する。

本論の第1～3章の内容

『資本論』が、資本主義的商品生産の基本的法則として剰余価値の法則を定立した所以は、商品生産の法則としての価値法則を発見したからである。すなわち、『資本論』は、商品生産から資本主義的商品生産へという歴史的発展を踏まえて、資本主義経済の論理的解明においても、商品生産の転倒性の解明のうえに、資本主義的商品生産の転倒性の論証を果たすのである。しかるに、『資本論』の前提としての唯物史観を否定する宇野理論においては、その「歴史的・論理的方法」を誤解し、その結果は、価値法則を確立すべき『資本論』冒頭の商品の「歴史的抽象性」を否定し、価値法則の資本主義的性格の強調が行われる。その具体的実例をしめして批判したのが、本論の第1～3章である。

第1章「商品論」第1節で、筆者の理解する『資本論』冒頭の商品の性格を説明し、第2節で、鎌倉孝夫氏の冒頭商品の性格規定を検討する。鎌倉氏は冒頭商品を「流通形態としての商品」と規定する。したがって、そこでは、価値法則の定立が不可能であり、それは、資本と労働力商品との交換において確立される。したがって、価値法則は資本主義の内的法則となる。しかし、労働力の商品化を資本主義経済の根本条件とだけ受けとり、労働力がなぜ商品化せざるをえないかという問題意識がなければ、『資本論』の存在意義をみうしなうこととなる。換言すれば、労働力商品化の前提の商品生産、したがって、その条件である私有制であるという問題意識がなければ、『資本論』の実践性が軽視される。

かくして、宇野理論における価値法則の資本主義的性格の強調は、貨幣発生 of 必然性の論証における、『資本論』第1編第2章の「交換過程論」の無用論につながり、さらに、市場価値論を「市場生産価格論」に解消する結果となる。したがって、第2章「貨幣論」で、「貨幣の必然性」は「貨幣形態の必然性」として論証されねばならないとして、「交換過程論」の意義を没却される鈴木鴻一郎氏、さらには、積極的に、「価値形態の論理」を強調される玉野井芳郎氏の諸説を検討する。第3章では、市場価値論に関する筆者の見解を説明するとともに、筆者と価値論を異にする宇野派の人たちが、いかに特異な市場価値論（市場生産価格論）を展開するかを紹介しつつ、それを論評する。

本論の第4・5章の内容

第4章の内容は、現代資本主義の基調をなす経営者

支配論の説明である。序論および本論の前半で明確にされた『資本論』の論理が現代資本主義をいかに貫徹しているかを論証しようと試みたものである。特に、現代資本主義における経営者支配こそ、「資本の論理」の純粋な貫徹である所以を解明しようとするのである。

第5章の内容は、中小企業問題の本質論、およびその前提としての中小企業の「新生」と「残存」の必然性の論理の究明である。

独占資本の形成は中小企業のそれであり、独占利潤の法則の貫徹は中小企業における低利潤率の形成である。したがって、中小企業問題は、独占資本主義の経済法則——独占利潤の法則が貫徹する過程で必然的に発生する矛盾の一つである。そして、その内容は、独占資本による中小企業の支配・収奪である。このように、中小企業論は、独占資本主義を前提として、あるいは、その一環として構築されねばならない。しかし、中小企業論が一つの科学として成立するためには、それは独占資本主義論に解消されてしまうことなく、中小企業論独特の課題と方法をもたねばならない。それを確立しようとするのが、第5章の目的である。

いま、ここで、結論だけをのべれば、独占資本による中小企業の支配・収奪を内容とする中小企業問題は、本質的には、資本対労働という資本主義の基本的矛盾の独占段階における特殊な存在形態である。換言すれば、資本対資本の問題として現象する中小企業問題の本質が、資本対労働の矛盾の特殊な存在形態である所以を明確にするのが、中小企業論独特の課題である。しかし、中小企業問題の本質を資本対労働の矛盾として把握することができるためには、自由競争を前提する資本主義とは異なって、独占資本主義における中小資本の「新生」と「残存」の必然性が論証されねばならない。したがって、第5章では、独占資本主義の法則としての中小企業の「新生」と「残存」の論証に重点をおいた。

要するに、本論文においては、経営者支配論も中小企業論も、基本的には『資本論』の論理の現代資本主義における貫徹形態論として構築されねばならないことを主張するのである。しかし、そのためには、『資本論』の論理そのものの正確な理解と把握こそその必須の前提であることを主張するのである。

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学	教授	荒牧 正憲
	副査	"	"	都留大治郎
	"	"	助教授	逢坂 充

『資本論』体系の現代的評価に関し、いわゆる「宇野理論」の見地から多角的な問題が提起され、それをめぐって多彩な研究成果が現われてきていることは周知のところである。本研究もそうした研究動向のひとつの所産である。本論文で筆者は、唯物史観と『資本論』との関連性、『資本論』の方法、『資本論』における価値論や市場価値論にたいして「宇野理論」から加えられた諸問題を批判的に検討し、それとの関連で『資本論』の論理（「資本の論理」）を明示し、合わせて、「現代資本主義論」および「中小企業論」がこの資本の論理の純粋な貫徹形態として構築さるべきことを主張する。

本論文は、序論と本論に分れ、全体が8つの章で構成されている。しかし、内容上、3つの部分に分けることができる。

序論の3つの章で、筆者は、唯物史観と『資本論』との関連を切断または消極化して理解する見解（鎌倉孝夫）をとりあげ、また『資本論』における論理の歴史性を、資本主義の発生・展開・消滅の「歴史過程」と混同する見地（日高 晉、桜井 毅、降旗節雄）を吟味の対象とし、『資本論』は、資本主義の歴史性を、一方では唯物史観の展開形態としての価値法則の転倒性を指定することにより、他方では資本主義社会の経済的運動法則の論理的展開を通して論述するという意味で、「歴史的・論理的」なのである。『資本論』の窮極の課題は、資本主義経済の「歴史過程」を論証することではなく、その滅亡の必然性と社会主義社会の必然性を述べたものであると主張する。

本論における5つの章は、内容上、2つの部分に分れる。

最初の3つの章は、『資本論』における価値論（冒頭の商品論）、貨幣論（価値論と価値形態論の関連）および市場価値論に対する問題提起を取り上げている。そして、『資本論』冒頭の商品の「歴史的抽象性」を否定する思考（鎌倉孝夫）、価値論を価値形態論に代置して論証しようとの立場（鈴木鴻一郎、玉野井芳郎）、市場生産価格のメカニズムとの関連で市場価値を規定すべきとの主張（桜井 毅、高須賀義博、城座和夫）が検討の俎上におかれる。これにたいし筆者

は、こうした諸見解は、総じて『資本論』の「歴史的・論理的方法」を誤解するものである。それとともに、こうした見地が、価値法則と剰余価値の法則との関連や差異を曖昧にし、価値の実体と価値形態を混同し、また市場価値論を「市場調整価格論」や「市場生産価格論」に解消させ、価値法則の資本主義的性格をそれでもって論証するといった逆説的な論理展開に終らせるものであるという。

残りの2つの章では、さまざまな接近視角でもって展開されている「現代資本主義論」および「中小企業論」が、検討の素材とされる。現代資本主義にたいする接近視角の基調には、いわゆる経営者支配論があるが、それは株式会社における所有と経営の分離を前提している。この意味を、資本の論理の純粋な貫徹形態として把握しなおし、また株式会社論は、資本主義的生産の社会化に対応する株式会社機構の社会化、株式会社の資本集中機構の社会化に対応する資本の支配集中機構の社会化の進展として構築するべきであるというのが、筆者の見解である。また、中小企業問題にたいする理論的接近の基礎は、中小企業の存立条件（「新生」と「残存」の論理）の解明にある。これを資本蓄積の一般的法則との関連で把握しようとする見地があるが（北原 勇）、中小企業問題は、独占利潤の法則（「資本の階層化とそれともなう賃労働の階層化」）の貫徹の主要な形態として捉えることにより、はじめてその本質が解明されるのではないかというのが、ここでの筆者の問題提起である。

以上が本論文の要旨である。『資本論』体系にたいする多角的な問題提起が、その現代的意義の摘出をねらいとすることは、いうまでもないことである。筆者はそうした問題提起の意義を十分に評価しつつ、改めて『資本論』の古典としての意義を明示し、高調し、その科学的な現代的蘇生の必要性を主張するものである。剰余価値の法則の純粋な展開形態として現代資本主義の経済的諸問題を解明すべきであるとの筆者の見地には、摂取すべき数多くの知見が含まれており、高く評価することができる。また、『資本論』体系にたいする筆者の評価には、古典的な問題提起の枠内とはいえ、『資本論』研究の進展にとり看過すべからざる問題提起を包蔵している。

また、論文を中心とした専攻分野に関する専門的知識についても、本人の研究歴及びその他の業績等から判断して、十分と考える。

よって本論文は、経済学博士の学位を授与するに値

するものと認める。

下川浩一氏学位授与報告

報告番号 乙第46号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 昭和55年7月9日

学位論文題名 米国自動車産業経営史研究

主論文の要旨

一つの産業を研究対象として分析する場合、一国の資本主義経済の再生産構造や産業構造といったマクロ的分析の中で産業全体の動向を時系列的に取り上げる方法がある。この方法はしばしば技術史を含めた産業発達史という形で展開を可能にする。しかしながら一つの産業の発達を支えたのは、もろもろの経営主体の活動やそれによってもたらされる企業形態や資本蓄積、そして各分野の管理技術の史的展開であった。すなわち個別企業レベルでの経営意思決定や経営理念、経営政策や管理制度の史的展開が資本蓄積や企業集中のあり方に決定的に影響を及ぼし、これがひいては産業組織や技術構造を決定づけることとなる。したがってある産業の歴史的動向とその方向性を把握するためには、個別企業の企業行動を決定づける諸要因を産業史や資本主義発達史とのからみ合いの中で解明することが何よりも重要である。元来個別企業の意志決定や企業行動についてケースメソッドを中心に研究してきたのは経営史学であり、その意味では経営史の研究の出発点と重点は、個別経営史にあったといえよう。しかしながら、個別経営史的研究の単なる集積のみであっては、今日の巨大産業とくに自動車産業のような寡占的大量生産産業を分析しつくすことはできない。そのためには、個別経営史的研究と産業発達史的研究の融合がはかられることが必要である。すなわち自動車産業の生成期から現在までの歴史的発展段階における産業全体の特徴と、各段階における企業行動とくに経営政策や管理制度の展開が対应的に検討分析されねばならない。

このように個別経営史的研究と産業発達史の融合をはかるのに米国自動車産業は、最も適当な産業であり、うってつけの研究対象であるといえよう。なぜなら自動車産業はその急速な成長と産業基盤の確立を大量生産方式の成立によって保証され、急速に寡占体制へと移行し、寡占企業間の市場シェア競争をそのマー

ケティング技術や経営戦略の展開とその方向に沿った経営組織の活用によって遂行する中で、アメリカ資本主義経済における景気循環にも重大な影響を与えるリーディング・インダストリーの地位を占めるに至った産業だからである。

本論文においては、ある程度年代史的な時期区分に従いながら、それぞれの時期に特徴的にあらわれた経営史的にみて決定的に重要と思われる問題に焦点をあて、これと産業全般の動向と社会経済的背景を関連づけて論議を試みた。時期区分については、フォードT型の本格的大量生産の開始直前の1910年までの産業としての創生期＝企業乱立期、1910～20年までのフォードT型的大量生産開始とGMの設立を端初として第一次大戦を間にはさんで戦後ブームの中で新興産業としての基盤をいちおう整える産業形成期、1920年の不況を乗り切り相対的安定期を背景にした自動車普及度の向上と需要構造の多層化のもとで、25年までの市場の外延的拡大とそれ以降の需要の相対的停滞の中でのシェア競争の展開に象徴される29年恐慌期に至る独占の合頭期ないし形成期、そして30年代において世界恐慌期に中小インデペンデントメーカーに決定的な差をつけたビッグスリーの制覇が確定する寡占体制確立期、最後に第二次大戦後インデペンデントメーカーが完全に駆逐されてアメリカンモータース1社のみを残すことになって、GM主導の寡占体制がいっそう強化され、セカンドカーブームによって自動車市場の再拡大(800万台市場)がみられるに至った戦後段階、という五段階の区分に従っている。

本論文においては、このような時期区分に従いつつそれぞれの時期における経営史的問題を取り上げたが、自動車産業の経営史的研究の上で不可欠のテーマと思われるマーケティングと販売金融については、独自の販売技術や管理技術、そして金融システムの領域があり、それ自体としての60年にわたる史的発展を考察する必要があるので、年代史的流れにはとらわれず独自の章を設けて考察している。

以上のような方法と構成に従って、第1章では、第1の創生期を取り上げ、米国がなぜ、いかにして自動車産業の母国となったかを明らかにしようとした。すなわちフォードシステムに象徴される大量生産体制確立に至るまでの歴史的経過の中において、アメリカンシステム発生の地東部から中西部デトロイトに移った自動車産業成立の歴史的基盤と創生期におけるその経営基盤確立の条件を、生産技術と生産体制ならびに市

場競争の分析を通じて明らかにし、自動車産業が大量生産産業となるのに不可欠な部品工具類の標準化運動の進展が自動車産業における初期の技術独占ALAMの動向との関連で検討されている。そしてフォードシステムに先行ないし周辺物な諸問題＝客観的諸条件を背景にフォードシステムの歴史的形成とその革新的意義を分析した。

第2章では、大量生産体制を完成させたフォード社に焦点をあて、フォードにおける大量生産体制下の経営理念と組織原則をとりあげ、その規範論的経営理念と生産技術者中心の組織観の歴史的管理的限界が、その後のフォード経営の史的展開に及ぼした影響を検討した。

第3章では20年代～30年代に至る自動車市場が最初の成熟期を迎えた段階における経営戦略や管理体制をめぐるフォードとGMの対照的な特色を、その製品政策と財務管理に焦点をあてて比較分析した。この分析を通じGMの事業部制による管理革新がGMのトップメーカーとしての優位性を決定づけたことが明確となった。

第4章第5章においては、独自の領域を形成しているマーケティングと販売金融の問題を取り上げている。第4章では自動車産業における販売問題の流通政策分析を試み、マーケティング未成熟期→マーケティング生成期→マーケティング成熟期を通じてのディーラー政策やフランチャイズシステムの形成と展開過程を分析した。そこではさらに企業マーケティングの展開とディーラーの対応、GMによるディーラーヘルプス、そして30年代、戦後を通ずる反独占公共政策の展開のからまりが検討されている。第5章においては、自動車販売金融問題の発生とその制度的定着化の過程、そして制度化されてからの展開過程が、アメリカ資本主義の金融的資金循環構造の変化と独立販売金融会社、メーカー系販売金融会社、商業銀行などの金融機関の機能的対応との関連で分析されている。

第6章においては、戦後期における米国自動車産業の寡占的産業構造と企業行動について分析し、インデペンデントメーカー没落の条件とGM主導の非価格競争と大型化デザイン競争など製品差別化競争の実態が検討されている。この検討を通じ寡占的企業行動がいかに戦後における自動車産業の非革新的体質に影響を及ぼしたかが明らかになる。

最後に第7章にあっては、70年代に入ってコンシューマリズムや安全、公害、資源問題など社会環境の変

化に直面して重大な転換期を迎えつつある自動車産業の文明史的考察と自動車文明の内在的批判を試みたE. ロスチャイルドの所説を要約し、その提起した問題点——スローンのマーケティング、フォード的生産管理の陳腐化と矛盾、自動車産業の技術的停滞、今後の展望と方向づけ——などについて考察を加えた。

以上の如く本論文では、米国自動車産業を今日あらしめた歴史のダイナミズムの中における革新的企業主体の活動と資本運動の展開のからまり合いを管理技術の発展を媒介に究明した。そしてこの産業がその創生期から発展期にかけて新しい生産技術や組織技術、マーケティング技術などを生みだす革新的力動性をもった時代から、その成熟期を迎えアメリカ資本主義の寡占経済のメカニズムの中に、自らが寡占の大企業として非革新的停滞性を持ち込み、社会環境変化に対する積極的適応能力を喪失するに至るまでの歴史的経過と脈絡が明らかにされたわけである。

論文審査の要旨

論文審査担当者	{	主査	九州大学 教授	片山 伍一	
		副査	"	"	原田 実
		"	"	"	川端 久夫

A. D. チャンドラーに代表されるアメリカの経営史学、とりわけビッグビジネスの経営管理の歴史的変遷に焦点を合わせたアプローチがわが国に導入されて未だ日は浅いが、本論文は、基本的にその視角によりながら、アメリカ自動車産業の生成・発展・成熟・停滞の歴史における経営主体の意識的活動と、資本運動の客観的展開との絡み合いを巨大自動車会社の経営政策、管理技術を媒介として究明しようとするものである。それはまたケースヒストリーとしての個別経営史と、個別経営をとりまく社会経済的環境、とりわけ当該産業部門の歴史的発展—産業発達史にまたがる中間領域への分析視角をも、提供することになる。寡占的巨大大企業、いわゆるビッグスリーの支配するアメリカ自動車産業という格好の素材を得て、著者の試みは成功しているといえよう。

本論文は序章と8章からなる。

序章では著者は、従来の産業発達史では十分把握しきれなかった経営主体の活動、すなわち経営理念、経営政策及び管理諸技術の展開が資本蓄積、企業形態のあり方に決定的な影響を及ぼし、それらがひいては産業組織や技術機造を規定している点を重視すべきであ

ると主張する。以下この分析視角によりつつ、アメリカ自動車産業の全体像を年代史的に辿るとともに、マーケティング及び販売金融の領域については問題史的に解明している。

まず第1章では、創生期のアメリカ自動車産業の実態、とくにその技術的基盤が叙述される。すでに互換性部品生産の経験を有する精密機械工業の広汎な存在(=部品の標準化)と、科学的管理の影響による作業標準化の普及が、フォードのT型車における大量生産技術の客観的条件となったこと、そして有名なフォードシステムは多くの職工や職長、技師たちの提案と協力のもとで徐々に形成されたこと、などが明らかにされる。

第2章は、ヘンリー・フォードの経営理念に焦点が合わされ、周知の奉仕主義、技術者の観念、組織観などいわゆるフォードイズム構成する理念が批判的に検討され、自動車市場の外延的拡大期におけるその革新性が評価されるとともに、市場飽和に至る1920年代後半、ジェネラル・モーターズ(以下G. M.)の競争戦略の前にフォードの実用第一主義的技術理念が敗退する過程が活写されている。

第3章では、1920年代、いまや成熟期を迎えつつあった自動車産業の特徴点が、フォードとG. M.の対決、両社の経営政策の対照、とくにG. M.の事業部制への組織革新を主題として解明される。すなわち、第1次大戦後の不況をフォードは強引なコスト切り下げ=徹底的な生産合理化で切り抜け、依然としてT型車の生産を続行するが、G. M.は1921年以降、A. P. スローンによって、市場の動向に即応できるような需要予測、利益計画と販売・生産計画の一元化及びそれらを実効あらしめる事業部制など一連の革新を導入し、フルライン政策、モデルチェンジによる製品差別化政策を実施しはじめる。あたかもアメリカ国内の自動車市場が飽和点に達して取替需要に移行しつつあるとき、このG. M.の政策は著しい効果を發揮して、以後G. M.は市場シェアでフォードを抜き首位に立つ。G. M.のマーケティング主導型政策は、それなりに革新的ではあったが、やがて1930年代以降の寡占化への道を切り拓き、第二次大戦後はアメリカ自動車産業全体の体質となって、社会的浪費、技術停滞を招くことになる。

第4章は、自動車産業発達に不可欠な役割を果たしたマーケティングの問題を扱う。ここでは主題は、メーカーとディーラーの関係、すなわちマーケティングチ

チャンネルの、メーカーによる包摂とその深化の過程である。それは初期の多様な流通経路の試行錯誤から、1920年代の G.M. によるディーラーの企業マーケティングシステムへの包摂を経て、こんにちのメーカーとディーラーの直結という形態に発展する。そこでは、ディーラーが一面では自由な営業主体という性格を維持しながら、他面では実質的にメーカーに従属するという二重性が指摘され、その矛盾の展開がフランチャイズ協約の内容、ディーラーヘルプス、1930年代以降の公共政策の介入などの豊富な具体的事例に即して解明されている。

第5章では、大量生産・大量販売を可能ならしめたもうひとつの重要な要因として、販売金融の生成・発展・制度的定着の歴史が考察される。1910年前後から大衆車の需要が拡大し、割賦販売の必要性から自動車を対象とする販売金融会社が登場するが、これが制度的に確立するのはやはり自動車のマーケティングが成立する1920年代であり、ここでも、G.M. の完全支配下にある G.M.A.C. (General Motors Acceptance Corp.) のビヘイビアが代表的事例としてとりあげられる。それは、独立的な販売金融会社が果たしてきた機能をメーカーが企業マーケティングの中に包摂し、生産と流通を一元的に支配し、管理するシステムの完成を意味する。

第6章はふたたび年代史的考察に戻って、第2次大戦後のアメリカ自動車産業におけるインデペンデントメーカーの消滅とビッグスリーによる寡占体制の完成、1930年代までにはほぼ確立していた G.M. 型マーケティングのいっそうの発展と普及が、フルライン政策と計画的陳腐化政策、さらに販売金融における融資条件の緩和などを通じて、消費者の欲求を刺激し操作し、自動車産業・自動車市場をひとつのクローズドシステムに仕上げたこと、この露骨な資本の論理こそが、かつては革新的でありえた経営政策、管理技術をいまや社会的環境の変化に対して硬直化せしめ、公害、欠陥車問題、資源浪費等々の重大な社会問題に対するメーカーの対応を著しく遅らせていることなど、こんにちの問題の背景が解明されている。

第7章は補論的ではあるが、自動車文明に痛烈な批判を加えた E. ロスチャイルドの主張——フォードの生産管理とスローンのマーケティングの時代は去った——を共感をもって紹介するとともに、経営史学は一般に産業の成長期＝成功物語だけでなく、衰退期＝失敗物語も分析しなければならないと示唆する。

第8章(結語)は以上の分析を踏まえたうえで、今後の自動車産業のあり方にひとつの提言——単体商品の量産・量販から総合輸送産業への脱皮と公共政策による誘導を説いて終る。

以上のように、本論文は、アメリカ自動車産業の生成・発展・成熟・停滞の過程を、それぞれの時期に典型的な個別企業の経営政策、管理技術の内面にまで立ち入って分析しているところに、大きな特徴がある。すなわち、フォードの生産管理の成立を個別資本による労働過程の実質的包摂とその深化ととらえるのと同様に、スローンのマーケティングの成立を、流通過程におけるディーラー及び販売金融という社会的機能の、経営政策とそれを具体化する技術、制度を媒介とする資本のもとへの包摂としてとらえる批判的視点が貫かれていることは、十分評価に値する。欲をいえば、アメリカ自動車産業経営史を論ずるうえで、労働組合の影響力の増大や、多国籍化の問題など現代的論点の分析が必ずしも十分ではないが、これらは今後の課題であろう。

アメリカにおいては、自動車産業論、自動車企業経営史の研究はすでにかなり蓄積されているが、わが国において明確な問題意識をもった体系的研究としては、本論文が先駆的な業績であると認められる。

なお論文を中心とした専攻分野に関する専門的知識についても、本人の研究歴及び研究業績などより判断して十分であると認める。したがって、本論文は、経済学博士の学位を授与するに値するものと認める。

高橋 誠氏学位授与報告

報告番号 乙第47号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 昭和56年2月7日

学位論文題名 現代イギリス地方行財政論

主論文の要旨

本論文は戦後におけるイギリス地方行財政の総合的な現状分析を主題とするものであり全8章より構成される。その内容は次の7点に要約される。第1は地方財政の国際比較研究の一つの手懸りとして、一方に分権型の北欧、他方に集権型のオランダの地方財政を両極とし、その中間にあるイギリスの地方財政を「基軸国」のそれとして設定し、その国際的地位を明らかにすることによって国際地方財政論への突破口を開いた

ことである。第2は、地方自治の成熟国にみられるいわゆる「地方政府の危機」の原因を行政と財政の一体的運営の中に把えることに留意し、その「危機」を克服するための地方制度改革の実態と意義を歴史的展開にそって明らかにしたことである。第3は、現代地方支出の動向に着目し、その有力仮説である Peacock-Wiseman の「集中化過程」論を批判し、逆に「地方復位過程」の進展を主張し、中央政府と地方政府の新たな財政関係についてその実証的理論的検討を行ったことである。さらに第4に現段階における地方支出の膨張に関連して生じている国庫支出金の増大とその交付形態の変化を、イギリスにおける Rates Support Grant (R.S.G.) の展開を中心に論及し、その構造、役割及びその問題点を明らかにした。又、それに関連して地方支出に対する新しい中央統制の方式についても付言した。

第5は、現代における地方税制とその改革の方向を世界の地方税の「原点」というべき Rates をもつイギリス地方税制について検討し、いわゆる Rates-gap とその矛盾を解決すべき R.S.G. 成立の契機に論及した。さらに第6に、現代地方財政と地域経済の関連を問い、まずこれを首都ロンドンについて解明し、とくに「都市衰退」の現象に伴う財政的基盤の低下を中心に、それが地方財政に与える影響を検討した。

最後に地方行政の改革に比べ対応のおくれている財政面の改革を調査検討した Layfield 委員会報告(1976年)に論及し、そこで強調されている「行政責任の明確化」とその具体的提案としての地方所得税創設の提唱が実を結ばないイギリスの地方行政ないし政治状況を明らかにした。

論文審査の要旨

論文審査担当者 { 主査 九州大学 教授 岩元 和秋
副査 " " 都留大治部
" " " 木下 悦二

本論文はかつて、1940年代までのイギリスの地方財政を対象としその成果が高く評価された 藤谷謙二著『イギリス国庫補助金の研究』(1957年刊)が公けにされた以後において、最近に到るまでのイギリス地方財政制度の変遷とその諸問題を包括的にかつ詳細にまとめたものとしてはじめてのものであり、注目すべき労作である。

その内容は8章から成っている。すなわち

- 第1章 国際地方財政論への接近
- 第2章 地方制度の現代的再編成
- 第3章 地方財政の構造的特徴
- 第4章 政府部門における地方財政
- 第5章 国庫支出金の展開と機能
- 第6章 地方資本支出と地方債
- 第7章 大都市財政問題とロンドン財政
- 第8章 地方財政改革問題

本論文にはいくつかの注目すべき論点があふくまれているが、何よりもまず、現代地方財政論の体系を整える試みとして国際比較の視座から国際地方財政論への突破口を開こうとしたことがあげられる。近代資本主義発展の典型国とされ、同時に地方自治においても典型的コースをたどったイギリスをこの国際地方財政論の「基軸国」に据え、一方の極には分権型の北欧諸国(デンマーク、スウェーデン)の地方財政、他方の極に集権型のオランダの地方財政を置いて、イギリスのそれをその中間的位置にあるものとしたが、それはイギリスが第2次大戦後の「福祉国家」への途をめざして集権化が進む一方で、地方政府は財政上の自主権を確保しようという分権の拡充への努力がなされている点に着目してのことである。このように大国のみならず小国も対象として国際比較を行い、構造的特徴を検出して類型化した試みはこれまでほとんど行われていなかったことであり、注目に値しよう。

第2はこの論文が「行財政論」と名づけられているところからもうかがわれるように、地方自治のいわば成熟国であるイギリスにおける「地方自治の危機」が国と地方自治体の行財政関係のなかでどのように展開したかを追求している点であるが、そこでは1970年代に中央政府の集権化が進み地方政府の地位の低下するなかで、大幅な地方制度の改革が地方民主主義の再生をはかる試みとして一応の成果を収めながらも、地方財政の面では国庫補助金の「一般補助金」化が進んだほかは積極的改革が行われていない点を指摘し、イギリスの地方自治の危機の財政的背景を明らかにしているが、示唆に富む指摘といえる。

第3は現代の地方財政支出についてこれまで有力な仮説とされてきた Peacock-Wiseman のいう集中化過程 concentration process を批判し、現段階では地方経費は国の経費に比べむしろ教育、社会等の対人サービスの膨張によるいわゆる「相対価格効果」によって地方政府部門への資源配分が増大せざるを得ないとして、これを「地方復位過程」と名づけて前記仮説

を否定したことである。このことはイギリスについてのみならず、資本主義国家の最近の段階における地方経費膨張の要因を論証するのに有効なものとして注目されているところである。

第4はこの論文が最も重点を置いて解明したところであるが、豊富かつ新しい資料を駆使して現代地方財政制度の構造分析を行っている点である。それは大きく分けて二つに分れ、第1は地方税の独特なしくみとその役割についてであり、第2は国庫補助金の「一般補助金」化への展開についてである。イギリスの地方税制度は過去4世紀にわたって Rates という単一の不動産課税のみを守りつづけているが、地方税にかんする古典原則が「絵に書いたように具体化」しているとされるこの Rates はその反面において現代的税制に必要な伸長性、弾力性を欠いているという構造的欠陥をもっている。しかし、それにもかかわらず、わが国の地方税制の制度的硬直性と異って、予算収支の調整がこの Rates 税率の自主的操作によって行われてきているしくみの特徴を明らかにし、これはイギリス地方自治に伝統的な財政責任原則 accountability による自主的運用によるものであると指摘している。

しかし、最近では Rates 税収の鈍化と財政需要増大とのかい離いわゆる Patesgap がきわめて深刻な問題となってきており、これを補うものとしての国庫補助金は1920年代以降、一般補助金化の傾向を強めていたのが、1960年代になって地方財政に対する国の統制を緩和する方向で進み、1966年には「第2次大戦後の国庫支出金制度の集大成」、としてレイト援助交付金制度 (Rates Support Grant, R.S.G と略称) の創設を見るに到った。本論文は前記 Rates とあわせて、この R.S.G のしくみとその財政調整機能について多くのスペースを割いているが、ここではイギリス地方自治の伝統の上でこの複雑なしくみをもった制度がもたらされた必然性と合理性が説得的に解明されている点が高く評価できるであろう。

第5には地方財政と現代地域経済問題との関連を明らかにするため、現代資本主義の矛盾が地域にもっとも集約的に反映するものとして大都市問題をあげ、ロンドン財政を中心に都心部における経済的地盤沈下に対応すべき大都市政策の転換の方向を行政改革と関連させながら追求しているが、この点大都市財政問題の解明に先鞭をつけた業績として注目されよう。

第6には全巻を通じてイギリス地方財政の分析を踏まえた上で、1974年に発足した「地方財政に関する調

査委員会」(通称 Layfield 委員会という)の地方新財源問題に関する報告を詳細に検討し、その報告が地方所得税の採用と財政責任原則の明確化を求めたこと、そしてこの提案をイギリス政府が受け容れなかった事情を詳細に検討し、ここにイギリスの地方自治の根強い伝統と近代化の要請との矛盾調整に苦悩する体制側の事情のあることについて要約的ながら深い洞察を見出すのである。

以上、本論文は地方財政論を通じて国際財政論の新しい分野を開き、ユニークな方法論を提起したこと、現段階のイギリスにおいて中央政府の集権支配の志向と伝統的地方自治との調和への努力が行われ、少くとも、財政面では「地方復位過程」があることを析出していること、そして複雑な地方財政の構造を豊富な資料を用いて説得的に解明した点を高く評価することができる。

なお、論文を中心とした専攻分野に関する専門的知識についても、本人の研究歴および研究業績等より判断して十分であると考えらる。

したがって、本論文は経済学博士の学位を授与するに値するものと認める。

鳥 啓氏学位授与報告

報告番号 乙第48号
学位の種類 経済学博士
授与の年月日 昭和56年2月25日
学位論文題名 技術論論争

主論文の要旨

本論文は、1930年代以降およそ今日にいたるまで、わが国においてくりひろげられてきた「技術論論争」を、技術の概念規定に関する諸論点を中心に検討することによって、技術の経済学的規定のための端緒を見出すことを、主な課題としている。技術の概念規定は、労働手段体系説と意識的適用説とに大別され、その両者の間の対立、相互批判として、論争がくりひろげられてきた。本論文は、この両概念を念頭におきながら、次の諸点を基本的視角として、技術の概念規定論争を取り扱う。1) 両者とも、その定立の過程(さらに定立後も)では、それぞれ自らの内部論争、批判が存在していること。2) とくに意識的適用説には、その理論上の先駆をなす論者があり、その批判と継承とを明かにすること。3) 両者ともマルクスの労働

過程論に基づいて技術を把えるものであるから、論争は労働過程論の理解が、一つの中心点をなしていること、4) 技術の経済学的規定のためには、労働過程から資本制生産過程へと、技芸の把握の向上が試みられなければならないこと、5) 論争が、1930年代から敗戦後までの、わが国の大きな変動のなかで行われてきたという歴史的社会的背景によって、大きく影響されていることをも考慮しなければならないこと。以上が、序章において示されている論争史への視角である。

第1章・第2章は、わが国における技術の概念規定の、最初の明確な定立であり、今日にいたるまで多くの支持者をもつ労働手段体系説の導入と確立にいたる論争(1930年代)と、その論理を検討する。

労働手段体系説は、恐らくソヴィエトの論者(ブハーリン等)のものが当初導入され、それをマルクス、あるいはレーニンの著作によって根拠づける、という試みがなされたものである。それは、たとえばレーニンに引用されたマルクスの文章の解釈(「資本論」第1巻第13章註89)をめぐる論議も行われたが、やがて技術を何よりも生産技術としてとらえ、「資本論」第1巻の労働過程論に基づいて技術を規定することに、論点は集中される。だが、技術を、労働過程の諸契機の中の労働手段にのみ厳密に限定して規定することには、労働手段体系説の論者のなかにも、かなり論旨の相違が認められた。当時の論者のなかで代表的なものは、労働手段への限定を主張するのが相川春喜、それへ批判的なのが戸坂潤である。戸坂は、労働力技能、知能のなかに「技術の主観的存在様式」を認め、それを、客観的存在である労働手段を反映したものである、とした。戸坂はまた、労働手段の「体系」ということによって、技術の社会的な「水準」の意味を表わすことを試み、あるいは、労働手段をただ人間労働に対立する客観的物質的存在としてのもの(=実体)として規定するだけでなく、労働過程におけるその作用(=機能)として把えることをも示している。さらに、資本制生産過程において、物質的富を生産する技術が、資本の利潤を創出する技術へ転化するという、その「二重性」把握の端緒的示唆も認められる。筆者は、これらの論点が、以後の技術論の展開上も重要なものであることを指摘するものである。

第3章は、三木清、中井正一の技術論を取り上げる。「技術とは行為の形である」(三木)、「自然に対する人間の積極的態度に関連するところの、新たな観

が、媒介としての技術の意味である」(中井)、という両者による技術の把握は、観念論として批判し去られ(三木の場合)、あるいは論じられることのきわめて少なかった(中井の場合)ものである。だが、この両者による技術の基本的論理は、人間が客観的(自然)法則の支配するなかでその目的を実現しようとする、というところに、技術を把えようとするものであり、マルクスの労働過程論と共通したものがある。むしろ、ルカーチの指摘するように、マルクスの労働過程論は、ヨーロッパ近代の哲学における客観的なものと主観的なものととの統一という理念の系譜に属し、その唯物論的再構成というべきであろう。

技術の概念についての、この基本的論理の他にも、三木、中井には、次のような重要な論点が認められる。技術論における機能概念の優位、機能概念と実体概念との統一としての形概念、構想力と行為の形、技術の創造とその社会的伝播(発明と模倣)、技術の馴致、あるいは資本制生産における技術の論理の自己疎外、などである。これらの論点もまた、筆者は、以後の技術論のなかで受容継承されるべきものであることを指摘する。

第4章は、武谷三男とその継承者星野芳郎によって定立された意識的適用説の論理が考察される。筆者は、この説が戦時中に定立され敗戦直後に発表されたという時代的背景から、いわば二重の生産力理論的性格(戦中の生産関係を捨象、韜晦した一歩後退の抵抗と、戦後の「解放」のなかでの生産力発展への使命感と)をもつものと特徴づける。

意識的適用説が、マルクスの労働過程論を基礎とし、客観的法則性と目的意識性との統一において技術を規定するということは、基本的に筆者のとりどころである。それは、何よりも「生産技術」の規定でなければならない。しかし、本来生産力のカテゴリーとしての技術の概念規定は、武谷・星野によって、生産的实践から政治的实践へ、さらに人間実践一般へと無限定に拡大される一方では、技術を生産関係に包摂されたものとして把えるという視角を欠落させている。これは、武谷技術論のもつ生産力理論的性格に由来するものである。また、武谷が技術論の論理として導入した「概念発展の三段階理論」は、物理学実験の方法としてはとも角としても、武谷の主張す社会科学の論理としては、首肯し難い難点をもつ。

意識的適用説は、技術の経済学的規定として、大谷省三、高島善哉によってもっとも有効に継承された理

論的表現をもつ。「技術とは、人間の環境把握における実践的方法である」(大谷)、「技術は生産力実現のための実践的方法である」(高島)、というこの両者の規定は、「資本制生産関係のなかにおける生産的実践」において技術を把えるための、技術の経済学のための、端緒をなすものである。技術が、資本制生産過程において、その主体としての労働から疎外され資本によって包摂される論理は、この大谷、高島の説から導くことができる。また高島は、「それ自身一種の生産力でありながら、しかも同時に生産関係でもありうる……中間項」としての「労働関係」概念を指定する。生産力のカテゴリーとしての労働関係が、生産手段の資本制的所有のもとで「階級的生産関係」へと転化する、というその論理は、管理の二重性とその「技術」の分析にとっての有効な示唆を与えるもの、と評価しうるのである。

第5章から第7章までは、戦後における労働手段体系説、意識的適用説相互の論争、それぞれの内部論争、両説への修正の試みなどの多岐にわたる論点を検討したものである。

その一つは、マルクスの労働過程論、その諸契機をなす労働手段と労働対象との概念的区別をめぐる論争である。これは、技術を厳密に労働手段体系に限定しようとする論旨の妥当性、あるいは現実の生産過程のなかで生じてきた諸問題など、労働過程論のより詳細な検討をめぐる論争へと導いたものである。

第二には、労働者、技術者の抱え方についてである。資本制生産の巨大化と複雑化は、労働者自身を分解させ、管理監督労働における産業将校と産業下士に対応するような、技術者の労働者からの分離と対立、その階層化をもたらす。この技術者が、労働過程、資本制生産過程において果たしている役割をいかに把えるか、を中心とした論争である。

第三は、星野によってなされた技術論と史的唯物論との関連を論じたものと、そこでの独自の労働過程論の解釈に対する笹川儀三郎による批判の論である。

第四は、三枝博音による意識的適用説の修正、あるいはそれと労働手段体系説との折衷の試みである。

第五には、労働手段体系説が、行動の形態(田辺振太郎)、適用方式(原光雄)、方法(山田坂仁)などの概念を導入することによってなされた修正の諸説である。

これら諸論点の検討を通して、終節では、筆者による意識的適用説のまとめと、資本制生産における技術

の把握の素描が示される。

筆者は、武谷、星野によって概念としての表現を獲得した意識的適用説の技術の規定は、三木、中井の所説にその大半の先蹤性を認め、その真の継承発展、技術の経済学的規定としての有効性を、大谷、高島に帰するものである、とする。また武谷の概念発展の三段階理論を付け、三木、中井による機能概念、実体概念、形概念をこそ、技術の規定として積極的にとり入れるべきである、と主張するのである。

最後に、筆者は、技術の経済学的規定として、大谷、高島の論の発展の展望として次のような論点を素描する。すなわち、技術の二重性、管理の技術、技術概念の拡張と擬制、資本に包摂されることによる技術の主体の自己疎外、資本制的な技術の「所有」などである。それらは、中井のいう「生産の論理」における商品性と専門性の概念のより精緻化とともに、「技術の経済学」のための一つの予備的な試みである。

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学	教授	川端	久夫
	副査	"	"	原田	実
	"	"	"	野口雄一郎	

本論文は、1930年代以降今日まで断続している「技術論争」を、1) 技術の概念規定にかんする諸論点を中心に、2) 大きく対立する労働手段体系説・意識的適用説それぞれの内部対立に留意しつつ、検討・総括したものであり、それによって技術の経済学的規定のための端緒を見出すことが、著者の主要な問題意識とされている。

第1・2章は、労働手段体系説の確立に至る戦前の論議を取り扱う。それは暗黙の想源としてはブハーリン『史的唯物論』の規定に発し、明示・展開された形態としては『資本論』第1巻の労働過程論及び第13章註89を共通の根拠とする論議であって、技術の主観的存在様式——人間労働の組織・技能・知識等——を技術概念から基本的に排除することとなった。ただし著者は手段体系説に大同した諸論者の間には、主観的存在様式の論理的処理をめぐって、戦後の論争との関連からみてかなりの小異があったことを指摘している。

第3章では三木清・中井正一の技術論を取り上げ、両者の基本的論旨のなかに、因果律と目的律との統一、機能概念と実体概念との統一、資本制生産における技術の自己疎外の論理など、今日に継承されるべき

論点が先駆的に提起されていることを確認する。

第4章は武谷三男・星野芳郎によって定立された「意識的適用説」の論理を検討する。著者はこの説の出現の経緯を“二重の生産力理論”として特徴づけると共に、技術の概念規定として基本的に支持する旨を表明する。ただし、1) 武谷が提示した適用説の方法論的基礎——概念発展の三段階論——に対しては、それが社会科学の論理として致命的な難点を含むものとして斥け、2) 武谷・星野が本来は生産力の範疇に属すべき技術概念を人間実践一般にまで無限定に拡大する一方、資本制生産関係による包摂(→自己疎外)の観点を事実上欠落させている、として批判する。著者によれば、意識的適用説は、大谷省三・高島善哉によって最も有効に継承され、技術の経済学的規定の端緒とすべき表現を得たのであって「技術とは人間の環境把握、……生産力実現のための実践的方法である」。この規定は「それ自身一種の生産力でありながら、しかも同時に生産関係でもありうる……中間項」としての“労働関係”概念を媒介として、資本制生産における技術の自己疎外及び“管理技術”の分析にとって有効な示唆を与えるもの、と評価しうるのである。

第5～7章は戦後の労働手段体系説・意識的適用説の間の論争、それぞれの内部論争、両説への批評や修正・折衷の試みなど、多岐にわたる問題を扱っている。その基調論旨は1) 手段体系説の防衛・再編の種々の試みとその挫折、2) 武谷・星野説的方法的欠陥の暴露・是正の過程として把握することができよう。

以上、要約すれば本論文は武谷・星野に代表される意識的適用説の枠組を基本的に首肯しつつも、1) 三木・中井の所説に大半の実質的先蹤性を認め、2) 武谷・星野の方法論的基礎を斥け、3) 真の継承発展＝経済学的規定としての定立を大谷・高島に帰することによって、従来の「意識的適用説」像の大巾な改革を主張するものであり、論争の客観的な跡づけというよりは、むしろ大胆・独自の問題提起となっている。しかも論証は丹念・周到であって著者の意図はおおむね成功したといってよい。

とりわけ、中井の「委員会の論理」における1) 抽象的実体概念の批判→機能概念の優越的意義の確認、2) 技術の論理の疎外態としての資本制生産の論理→それを指標する専門性と商品性→その具現としての(企業内)秘密委員会・学界中枢への能動的機能の集中→そのような事態に対する批判の論理としての、大衆による審議性と代表性の獲得……という論旨は、単

に意識的適用説の先蹤というにとどまらず、現段階の技術論の重点課題に照しても深刻な示唆を与えるもので、著者が中井の立論を技術論論争の文脈に明確に位置づけたことは、三木の技術論の再評価と共に意義深いものがある。

加えて著者は中井・三木の技術論が若干の屈折はあれその基本的論旨において、マルクスの労働過程論に明確に関連づけうる次第を詳細に解明しており、かれらの業績を正しく包摂することによって日本のマルクス主義哲学・社会科学が、より強力・豊饒な論理・内容を具えうる可能性を、ひそかに主張しているようにおもわれる。

本論文の学界に対する最大の寄与は実は以上の諸点にあり、当初に明示された課題——技術の経済学的規定への接近——は、終章に至っても殆んど果されず、多分に常識的な問題点の列举にとどまっている。おもに技術論論争は、当初から日本のマルクス主義的社会科学全般をその領域に想定して展開してきた。意識的適用説の登場は視野・領域をさらに拡大した。この現実の照して本論文の課題設定はいささか狹隘にすぎた観がある。そのため、一面では技術論の経済学的具体化が妨げられ、他面では論争史の包括的かつ公正な整序の点でも若干の欠陥を生じたようにおもわれる。たとえば著者は、武谷・星野の意識的適用法が本来生産力範疇＝労働過程の一契機たるべき“技術”概念を歴史貫通的な人間実践一般に普遍的なものとして無限定に拡大させていることに強く批判的である。しかし、これらの概念構成の素材の主要部分はいうまでもなく資本主義的労働過程にあり、加えて歴史的に継起した諸生産関係の制約をもつ諸労働過程をも視野に収めて「全技術史を広く深く扱う」ことを意図した結果、広く人間実践の全領域に拡張可能な一般性を獲得しえたのであり、それによって資本主義的労働過程に対する焦点づけを失っているわけではない。終章に力説されているように、技術の経済学的規定を展開しようとするれば、「生産力実現のための実践的方法」という端緒規定は、労働管理や流通过程における諸技術のような、本来生産技術に属さない、いわば擬制された生産技術をも包摂すべく拡張されねばならない。そのような包摂ないし擬制は、意識的適用説のように人間実践一般への拡張可能性を予め内蔵した概念規定に基づいてのみ可能であろう。

以上、若干の難点を含むものの、本論文が示した技術論論争に対する独自の視角からの照明は、論争全体

の意義づけ、今後の展開方向について有力な示唆を与えるものであり、貴重な成果といってよい。論文を中心とする専攻分野に関する専門知識についても、本人の研究歴及び研究業績等より判断して十分であると考ええる。

よって本論文は経済学博士の学位授与に値するものと認められる。

安達新十郎氏学位授与報告

報告番号 乙第49号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 昭和56年8月5日

学位論文題名 地代論史の研究

主論文の要旨

主論文は「地代論史の研究」として上・下二巻に分れるが、筆者は「上巻」では、十八世紀中葉の仏人ケネーに始まり、十九世紀中期の米人ケアリーまでの十二人の各地代理論の学説史的研究である。

地代論史研究の課題として、第一に各著名の地代理論を学説史的に研究し、各著者の全経済学説の一部としてのそれとの関連において、地代理論の理論的意義と地位とを確定し、或いは、他の地代理論との関連を論考するという立場も元より重要ではあるが、筆者は、それとともに、第二に、資本主義の発展が各国の歴史的現実において生起せしめる経済＝農業＝問題に対して、それを解明するために各地代理論が構成され、それを理論的支柱として、経済＝農業＝問題解決のための政策的指針（＝政策原理）を媒介として経済＝農業＝政策が形成・志向されるという関連を中心に各地代理論を歴史的・理論的・政策的に論考するという立場を採る。

斯くして、「地代論史の研究」・上巻の副題を「農業問題の経済学説史的展開」とした所以である。

「下巻」において、筆者は一八五〇年期以降の六人の経済学者の地代理論を各国資本主義経済発展の段階差と類型差において、「地代の批判」、その根源にある「土地私有制度の批判」——両者の社会的・経済的・政治的諸弊害の解明と批判という「目的」に対する「手段」として土地＝農業＝制度改革運動、或いは、社会改良主義（＝社会政策即ち J. S. ミルの）思想と資本主義体制擁護論（但し土地所有への地相単一課説＝ヘンリー・ジョージ）または、諸社会主義思想（ロ

ードベルトウスの国家社会主義・マルクスの科学的集産的社会主义・ヘビアン社会主義・オッペンハイマーの自由社会主義）と密接な関連をもち、この「目的」＝「理念」に対する「手段」として諸地代理論が構成されて来たところである。

言うまでもなく、政治経済学は、各経済学者の社会的・経済的・政治的「理念」を、それ自体より追放しては、その理論構成も政策主張も行うことが出来るものではない。

事実としては、一定の歴史的現実が発生せしめる経済＝農業問題に対する各経済学者の「理念」が先行し、それに基づいて、理論的な「ヴィジョン」が形成され、同時に、理念的な「価値判断」が進行するのであり、この両者に基づいて、目的意思的な研究対象の選択→理論的分析→理論体系の構成→理論的な原因・結果の関連と政策的な目的・手段の関連とを統合する各経済学者の雄渾な「構想力」の作用→理論体系の政策体系への転換と飛躍とが可能となるのである。

筆者は、「地代論史の研究」、下巻の副題を「農業問題の社会思想史的展開」とした所以も以上の点より明かになるう。

以上の如く、筆者は「地代論史の研究」上・下巻において、古典的手法に則り十八人の各経済学者の地代理論を克明に論考したが、特に、「下巻」においては、近代＝現代経済学的＝量的＝な「限界生産力説」以前の古典的＝質的な各地代の理論を各経済学者の社会思想の理念に着目して論考したのである。

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学 教授	都留大治郎
	副査	〃	〃 荒牧 正憲
	〃	〃	〃 宮川 謙三

本論文は上・下2巻にわかれたれ、上巻はケネーにはじまり、リカード、マルサスをへてケアリーまでをふくみ、下巻は J. S. ミルから、ロードベルトウス、マルクスをへてオッペンハイマーにいたる各地代論をとりあげ、地代諸理論の展開を学説史的、社会思想史的に克明に追求した注目すべき労作である。

地代諸理論の学説史的研究として体系的なものは、戦前期、堀経夫著『地代論史』（昭和14年刊）があるが、それは差益（差額）地代学説を中心としたものであり、一般＝絶対地代学説は戦前の影響のもとに省略されている。本論文は、このような意味において、戦

後刊行された唯一の地代論史の包括的、体系的な研究である。

「地代論史の研究・上巻」において、筆者が課題とするところは、18世紀中葉以降、19世紀中期までの資本主義の生成、発展期に登場した各国経済学者12名の地代論（小農制地代と資本制地代＝差益・一般・独占地代）の学説史的研究である。その内容は以下のとおりである。

第1、2章はケネー、チュルゴーの地代論の研究であり、重農主義者の純生産の理論が、いかなる意味で地代理論の近代的源泉たりうるか、また、いかなる独自性と類型を有するかを論考し、第3章では、A. スミスの一般地代と差益地代とが彼の価値論との関連で考究され、いわゆるスミス地代論における矛盾の問題が、独自の視角から整理、検討されている。

スミス差益地代論の発展面がアンダーソン研究（第4章）をとおして解明され、スミス地代論の両側面におけるブキャナンへの継承とその特異性が第5章において論じられている。さらに、ウェストの差益地代論（第6章）とマルサスの差益・自然（一般）地代論（第7章）の論考をへて、第8章ではリカード経済学体系における地代論の位置づけが、彼の価値論（修正）と蓄積論・分配論との関連において考察される。

英国地代理論は、穀物法令とのかかわりにおいて構成、発展してきたものであり、第9章においては、英国穀物法＝問題＝史が地代理論の展開および農業＝経済問題との関連で論考されている。

第10章はリカード差益地代論の補完者としてのチューネンの位置の差等にもとづく差益地代論の性格づけと彼の方法論のカント的・形式主義的特質を追求したものである。リカード地代論に対する批判者として、シスモンディ（第11章）、ジョーンズ（第12章）の地代論をとりあげ、前者における重農主義的、スミス・マルサスの地代論の継承と後者によるリカード批判の意義およびマルクス地代論（差益地代第2形態）への影響を考察している。また、ケアリーによるリカード批判と彼の地代論の米国的特性（土地＝資本・地代＝利潤）が第13章において明らかにされる。

「上巻」において、筆者は各著者の地代論を学説史的に研究し、経済理論に占める地代論の意義と位置づけをおこなうとともに、地代理論の展開と各国資本主義の史的現実が惹起せしめる経済＝農業問題との対応関係を解明することに努力している。筆者は地代論史の展開のなかに見出される以下の関連、すなわち、地

代理論は各国資本主義の経済＝農業問題を解明するための理論的基礎として構成され、これを理論的支柱として経済＝農業問題解決のための政策的指針（＝政策原理）が与えられ、その結果として、経済＝農業政策が志向されるという関連を克明に検証している（副題として、「農業問題の経済学説史的展開」）。

「下巻」は、J. S. ミル、H. ジョージ、ロードベルトウス、マルクス、初期フェビアン社会主義者（主として、G. B. ショウ、S. ウエップ）、ケッペンハイマー等の地代論を考察の対象としている。筆者が論考を進める立場は以下のようなものである。

すなわち、各国経済学者の地代論は、資本主義発展の段階差と国別差とにおいて、特に、1850年期以降には、地代の批判、ないしは、その根源にある土地私有制度の批判、——両者の社会的・経済的・政治的諸弊害の解明と批判という「目的」に対する「手段」として構成され、実践的には土地＝農業制度改革諸運動として具現されるのであり、したがって、各地代論は、資本主義体制擁護的・社会改良主義的、あるいは、社会主義的な各種の社会思想的「理念」の展開に即して考察する必要がある。このような視角から「下巻」には「農業問題の社会思想史的展開」という副題が与えられる。

その内容は、まず、第14章において、J. S. ミルの主要経済学説によって規定される農業経済理論（大農経済理論と小農経済論）を把握し、それに依拠する彼の農業・土地政策論（小自作農創設政策、一部国有地の小自作農への貸与政策）を論考することによって、ミルの漸進的な社会改良主義的＝民主的な社会政策的立場が明らかにされる。第15章は、地代と賃銀・利子の相反関係を説く H. ジョージの地代理論と急進的な土地制度改革論＝地租単一税論をとりあげ、彼が立脚する資本主義体制擁護の立場を明確にしている。

第16章の課題は、ロードベルトウスの一般（＝絶対）地代論の論理構造の解明であり、第17章は科学的社会主義者、マルクスの先行地代諸学説の止揚意義とその創造性を差益・絶対・独占地代論において論考したものである。筆者は、マルクス地代論をめぐる戦前・戦後の論争を綿密に追跡し、自己の積極的な主張を展開することによって、いわゆる「地代論争」の解決をはかっている。

第18、19章では、マルキシズムに批判的な初期フェビアン社会主義者の経済理論、特に、地代概念の理論的拡張による地代の搾取学説、自由社会主義者、オッ

ベンハイマーの法制的独占と独占賃銀説に立脚する差益地代論が緻密に論考されている。

以上、明らかなように、本論文は18世紀中葉以来の各国経済学者の業績を地代論にしばって克明、執拗に追求した重厚な作品であり、地代学説の展開を歴史的・理論的・政策的な視角から重層的に把握するという独自の方法論を提起することによって、地代論史研究に新しい分野を開いたものとして高く評価することができる。論文を中心とする専攻分野に関する専門知識についても、本人の研究歴および研究業績等から判断して十分であると考えられる。

したがって、本論文は経済学博士の学位を授与するに値すると認められる。

浦野平三氏学位授与報告

報告番号 乙第50号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 昭和57年1月8日

学位論文題名 運転資本論

主論文の要旨

本論文は、資本の回転を基底にし、とくに再生産の視点から運転資本管理の問題に接近し、従来の運転資本管理の技法の批判的再検討を行い、運転資本論の新たな経営経済理論的体系化を試みたものである。

本論文は、7章と補論から成る。

第1章経営財務論の課題においては、経営財務研究の歴史的展開を説明し、資金管理論の意義を浮き彫りにする。さらに、経営財務論の諸課題をどのように扱うべきかを、個別資本説の立場からの経営原理論と経営管理論の融合統一という視座の上で試みる。そのことは、運転資本管理の技法についても、従来の技法の経済理論的批判はもちろんのこと、目的に対する手段の適合性を判断する技術的合理性批判をも導入することとなる。そして、その場合の目的は利潤ではなく、国民経済的な富の増進におくべきであることを主張し、管理技法の建設的提言を意図する必要を説いている。

第2章資金管理と運転資本においては、資金管理の対象は、貨幣資本の循環($G \cdots G' \cdot G$)であるとし、運転資本管理は、この貨幣資本の循環の継続、すなわち、再生産の円滑な進行のために欠かさないものとして位置づけられている。そして、運転資本論の枠組み

を提示することにより、以下の章につなぐ。

第3章運転資本の概念では、まず従来の現金資産説、差額説、総流動資産説を再検討し、現金資産説、差額説については、単に流動性視点のみならず、循環の視点からもこれらの意義づけを試みている。そして、資本の循環・再生産の視点から、生産資本段階での固定資本の回転を補完するに必要なかつ十分な流動資本を運転資本概念規定の出発点とし、この流動資本に、再生産の継続をたすけるという共通の視点から流通資本が加えられ、経営・会計学的に流動資産として具体化されている。そして、この流動資産の機能的構成をも考慮した資産機能説を提唱し、これを運転資本概念の中心に据えている。

第4章と第5章は、第3章で展開された運転資本概念の吟味を基底にして、運転資本管理の技法が吟味される。

第4章運転資本管理の技法吟味(I)一収支の管理では、現金資産説、差額説に対応する収支の管理に関する技法の吟味が展開されている。しかし、単なる支払能力の視点からでなく、企業内における資金循環を支える安全弁という考え方を基底にしながら、費用的現金管理、流動比率、収支分岐点、資金表などの管理技法が批判的に検討され、新しい見解が展開されている。さらに、随処に企業支配という要因を導入することにより、運転資本管理技法の限界を認識することの必要を説いている。

第5章運転資本管理の技法吟味(II)一回転期間による管理は、総流動資産説、資産機能説に対応する管理技法の吟味である。そこではまず、従来の価値回収期間による管理に対して批判的検討を試みている。とくに、流通条件の規制のみを重視した一般の所要運転資本推算の技法にあきたらず、むしろ生産条件の規制を基本的なものとしてとらえ、しかるのちに、流通条件からの規制を考慮して所要運転資本が決定されるべきであることをあえて主張している。また、所要運転資本量は、基本的には現実的回転期間によって規制されることを具体的設例をもって示し、さらに、現実的回転期間と価値回収期間との関連を詳細に論じている。そして、運転資本管理における回転期間は、これを現実的回転期間と価値回収期間の二段構えでとらえ、前者によって決定される所要資本量を基準にしながら、使用資本に過不足なき状況の実現をするために、後者による運転資本管理があることを主張している。

第6章固定資産の回転と運転資本では、本質的には固定資本の価値移転と解さるべき減価償却が、資本回収の減価償却、資本蓄積的減価償却へ、さらには資本調達減価償却へと変質し、固定資産とのかかわりを捨てて、運転資本の有力な源泉と考えられるようになる論理的必然性を説いている。もちろん、このようなことは固定資産回転の歪曲を示すものであり、これを本来の姿に戻すための理論として、減価償却プール論をあえて紹介している。

第7章資金管理と企業支配においては、個別企業の資金循環は、社会的資金循環構造の枠のなかで展開されているという認識の必要を説く。したがって、たとえ短期的資金の調達であっても、社会的に切り結ばれる過程において、支配・従属の関係は常に発生し、収支の量と質、そしてその時期をも左右することとなる。社会的に支配的な立場にある企業にとっては、社会的資金循環は有利に展開し、被支配的な立場にある企業にとっては必ずしも有利に展開しない。このような企業のおかれている立場を考慮に入れることが運転資本管理にとってきわめて大切であることを、具体的に商社金融の実態分析を通して明らかにしている。

補論経営分析覚書では、採算性分析、安全性分析、生産性分析という経営分析の3本の柱が、採算性という糸でいかに固く結びつけられているかを浮き彫りにし、今日の経営管理技法を利益志向の実態を示している。なお、適正利潤、最適操業度などに関する独自の理論展開も試みられている。

論文審査の要旨

論文審査担当者	{	主査	九州大学	教授	片山 伍一
		副査	"	"	市村 昭三
		"	"	"	津守 常弘

本論文は、従来の運転資本管理の技法を、資本の循環、再生産の維持・拡大という視座の上で批判的再検討を行い、運転資本論の新たな経営経済理論の体系化を試みた意欲的な労作である。

本論文は、7章と補論とから成る。第1章経営財務論の課題では、まず経営財務研究の歴史的展開過程における資金管理論の位置づけを明確にする。すなわち、19世紀末の会社金融論の生成、1929年の大恐慌を契機とし財務流動性確保の重要性が再認識されて台頭した財務(資金)管理論、そしてその資本管理論への発展、さらに第2次大戦後の投資決定論の登場という

経営財務論の歴史的構造のなかで、経済の変動・発展そして企業経営の全般管理と資金管理さらにはその研究とのかかわりを、明らかにする。ついで、資金管理論ないし運転資本論の研究の方法に移る。経営学研究の2大潮流である経営原理論と経営管理論との経済理論的批判を基底とした融合という視角のもとに、資金管理を個別資本運動における貨幣資本の循環・回転の管理として把握すべきことを強調し、その方法についての基本的考え方を示す。

第2章資金管理と運転資本では、はじめに、資金管理の対象を、論理的に明確に規定する。資本の循環 $G \cdots G'$ すなわち貨幣資本の循環に統括される3循環、(1)貨幣資本の循環 $G \cdots G' \cdot G$ 、(2)生産資本の循環 $P \cdots P$ 、(3)商品資本の循環 $W' \cdots W'$ のうち、貨幣資本の循環 $G \cdots G' \cdot G$ こそが資金管理の対象である、という。そして資金管理の課題は、個別資本の再生産過程を継続していくに必要な資金の量と質の確保にある、とする。このような資金管理は、領域的に、運転資本管理と固定資本管理に分けられるが、資金の循環管理という視点においては運転資本の管理が主たる課題とならざるをえないとし、著者の運転資本論の枠組みを提示する。以下の各章は、それに従って展開される。

第3章運転資本の概念においては、まず従来の現金資産税、総流動資産説の順に再検討をする。そして、資本の循環・再生産視点から、固定資本の回転を補完するに必要かつ十分な流動資本を運転資本概念規定の出発点とし、この流動資本に流通資本が加えられ、経営・会計学的に流動資産として具体化される。さらにこの諸流動資産の機能構成をも考慮した資産機能説を提唱し、これを運転資本概念の中心に据える。

第4章と第5章は、運転資本の管理技法の吟味にあてられる。(1)収支の管理においては、従来の管理技法に関する諸研究を批判的に摂取しながら著者の見解を展開する。とくに、現金管理をコストの媒介により収益管理に結びつける費用的現金管理論に対しては、その問題点をすどく指摘している。(2)回転期間による管理にあっては、所要運転資本量は基本的には現実的回転期間によって規制されるとし、まず現実的回転期間の問題を取り上げる。その上で価値回収期間との関連を詳細に論ずる。これも本論文の特徴の一つである。

第6章は固定資産の回転と運転資本の問題に転じ、本質的には固定資本の価値移転と解さるべき減価償却

が資本回収的減価償却、資本蓄積的減価償却へ、さらには財務流動性との関連から資本調達的減価償却へと変質する必然性を理論的に究明する。

最後の第7章資金循環と企業支配もまた他にみられない特色をなしている。1企業内の資金循環も、外部関係者と直接に切り結ばれる金融取引、さらには社会的な資金循環構造によって規制される。したがって、そこにおける支配・従属関係が、資金の収入・支出の量と質そしてその時期をも左右することになる。それ故に、同じく資金管理といっても、支配的企業と被支配的企業とでは、その性格を大きく異にする。この資金管理を通してみられる支配・従属関係を、商社金融の実態分析を通して浮き彫りにしている。まことに興味深いものがある。

以上のごとく、本論文は、新しい研究視角を切り開き、新知見を加え、その成果は斯学の発展に寄与するところ大なるものがある、と高く評価する。

また、論文を中心とした専攻分野に関する専門的知識についても、本人の研究歴および研究業績等より判断して、充分であると考ええる。

よって、本論文は、経済学博士の学位授与に値するものと認める。

長野 暹氏学位授与報告

報告番号 乙第51号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 昭和57年1月8日

学位論文題名 幕藩制社会の財政構造

主論文の要旨

幕藩制社会の構造については、色々な論点が出され、次第にその様相が明らかになりつつあるが、本書は、幕藩制の構造的特質の問題と関連づけながら、財政について16世紀末期から19世紀中葉にかけて分析したものである。

幕藩制社会は強固な統一的ヒエラルキー体制として存立していたが、この体制の成立過程分析の一端として、藩財政について主に佐賀藩の解明をつうじて考察した。

序章は、近世財政史に関する研究史の整理と本書における分析視点ならびに各章の問題意識を述べたものである。

第一章は、佐賀藩財政の成立について考察し、公儀

権力との係わり、家臣団統制、軍役形態などの検討から、公儀権力の賦課する軍役を基軸にしながら大名領主権が強化され、藩財政の体制が構築されていく過程を述べている。また、鎖国体制の進展による貿易との関連の変化についても分析している。

第二章は、佐賀藩財政確立期の財政構造を家臣団知行形態、徴租法、決算体制、参勤体制との関連において分析したもので、幕府の課す普請役が財政逼迫をもたらし、領内矛盾を深めたこと、この矛盾緩和のために、普請役が軽減され、軍役としては参勤が主要になり、ここに財政支出構造が江戸中軸ということに体制化されることを述べている。徴租法では、佐賀藩は反取法を基軸とした様式をいう、幕府領や譜代藩領とはかなり異なることも指摘し、決算体制の確立の様相についてふれている。

第三章は、徴租法転換の問題を対馬藩田代領について検討している。穂検見制といわれる徴租法を定免制にすることを求めた農民の要求内容の分析、それに対する藩側の対応、定免制施行をめぐる郷村の動きについて考察し、村請制の機能と役割をみている。

第四章は、幕藩制の市場構造について、江戸と大坂の西都市に関する論点の検討を行うということから、年貢米廻着、諸商品流通の様相を考察し、年貢米廻着では二大市場圏が設定されえとしても、諸商品流通などからして、大坂は加工都市としての機能も強く、単なる消費都市とみれないことを指摘し、更に、大坂問屋商人の変化について考察している。

第5章は、幕藩制の貿易転換期といわれる宝暦、天明期の財政経済政策を佐賀藩について考察している。藩政改革意見書にある政策案について分析し、政策基調が藩政初期と異なり、領域経済の自足体制強化論にあることを指摘し、次いで、藩政改革においても、これが施行されており、六府方設置などのように、殖産が重じられ、それに基づく流通政策がとられていることを解明している。

第6章は、佐賀藩にみられた政策基調が諸藩でも施行されていたかということの検討から、対馬藩について分析したものである。農政興起国産諸職仕立方が設立されたこと、この役方を基軸にして、農業振興と諸物品国産化政策が推進されていることを解明し、政策基調は佐賀藩と類似しているのを指摘している。

第7章は1762年から1857年までの連年的な決算書に基づいて、藩財政の変動を考察したものである。藩財政収支の概要、銀米の支出超勢、諸役方経費や領民費

の支出変動などを検討し、藩財政矛盾が1760年代と1820年代に顕在化し、その改善のために藩政改革が行われたことを考察し、藩政改革時における借銀整理の様相にもふれている。諸役方費については、江戸、大坂、国元について検討し、江戸中軸の支出構造が藩財政逼迫化の要因になっていることを明らかにしている。米価変動と藩財政の考察も欠かせないので、米価変動が与えた影響をみている。従来、特別会計についての分析は少なかったが、これを考察し、幕末期には、一般会計より特別会計が重視され、軍事改革費の財源確保として、色々と運用されていることを解明している。

論文審査の要旨

論文審査担当者 { 主査 九州大学 教授 秀村 選三
副査 " " 湯村 武人
" " 助教授 松下 志朗

本論文は幕藩制社会の構造的特質を、従来比較的分析が少なかった藩財政について16世紀末から19世紀中葉にかけ、主として佐賀藩・対馬藩の史料に拠りながら考察したものである。幕藩制社会の特質は、各個別大名領国においても、それぞれの地域的差異を示しながら貫徹しており、幕藩制社会の分析には個別藩のすぐれた実証的分析が要望されていることは言うを俟たない。

まず、序章では近世財政史に関する研究史の整理をなし、さらに本論文の分析視角ならびに各章の問題意識を述べているが、ことに公儀すなわち幕府権力とのかかわりにおいて藩財政構造の分析を行うことを基軸とするとしている。

本論は、その構成上三部から成っていると言ってよい。まず、第1部にあたる第1、2章は藩政成り立・確立期の財政構造について述べる。第1章では佐賀藩初期の史料を分析して鍋島氏の政権確立の過程をとり上げて、複雑な所領構成の地域にいかん幕藩制社会の特質が貫徹していったかを明らかにする。すなわち幕府が課する軍役によって大名の統制権が在地領主層にも強力に浸透し、また鎖国体制の進展が藩貿易を統制し、米納年貢制の整備、年貢米市場としての大坂の重要性をもたらしたとする。第2章では佐賀藩前期における知行制、年貢収取法、決算体制を中心に考察している。とくに佐賀藩独自の地米制を家臣団の知行形態と関連させつつ考察し、また参勤交替制の確立とも

に江戸経費の調達、大坂市場との関連が強化されることを述べる。

第2部にあたる第3、4章は藩政展開期の財政構造を考察している。第3章では17世紀末元禄期に始まる対馬藩田代領の定免制の確立過程を明らかにし、それをめぐる藩と農民との対応が、村請制と関連づけられながら明らかにされている。第4章では幕藩制市場構造について検討し、大坂市場について年貢米の廻着、諸商品の流通の具体相を分析し、大坂が単に米穀集散地としてのみならず、加工生産都市の機能をもつことを指摘し、いわゆる二大市場論に対して、むしろ大坂を中軸として考えるべきことを説いている。

第3部にあたる第5、6、7章は幕藩制社会崩壊の始期における藩財政構造の特質を佐賀藩・対馬藩の史料によって分析している。第5章では18世紀後期宝暦～天明期の佐賀藩の藩政改革を考察し、藩の経済政策の基調が、大坂を中軸とした幕藩制市場構造に対して、領国経済の自足体制強化にあり、六府方の設置の如き殖産興業とそれにもとづく流通政策がとられつつあることを解明している。このような動向は第6章の対馬藩の分析にも共通するもので、天明期の特産物生産の振興策は領主による商品流通の統制と相俟って領国経済体制を強化するものであった。それは朝鮮貿易の衰退による貿易利潤の減少から要請された経済政策の転換でもあった。これら藩政策の転換は、三都を中心とする幕藩制市場構造の相対的変化をもたらし、大坂ひいては幕府の地位の相対的低下を招いたと見ている。第7章では幕藩制社会の体制的矛盾が顕在化する18世紀後期以降の佐賀藩財政が分析され、ことに1762年～1857年の連年の決算書にもとづいて藩財政の動向を考察し、銀米の支出趨勢や諸役方経費、米価変動による影響等の分析を通して、藩財政の矛盾がそれ以前の時期と質的に相違している点を解明している。また幕末期には一般会計より特別会計が重視されて、軍事費の財源がそこに求められていたと指摘する。

以上明らかなように本論文は佐賀藩・対馬藩の豊富な史料を駆使しながら幕藩制社会の財政構造の特質を、個別大名領国経済の観点で解明したところに特色がある。しかも藩財政の窮乏が、石高制にもとづく米納年貢制と幕藩制の軍役形態との間に生じる構造的矛盾の一現象であることを指摘していることから明らかなように、つねに幕藩制社会の支配権力のあり方と関連づけて考察しており、明確な問題意識と豊富な史料による実証研究の所産である。もっとも使用されて

いる史料の多くは公文書で史料批判の余地はないではなく、なお実態の如何は今後の研究に俟たねばならぬ点もないではない。

しかし、全般として見るならば近世財政史のすぐれた研究成果であり、また商品流通史や藩政史の研究にも大きく寄与するものと思われる。また論文を中心とする専攻分野に関する専門知識についても、本人の研究歴および研究業績等から判断して充分であると考えられる。

したがって本論文は経済学博士の学位を授与するに値するものと認められる。

鈴木多加史氏学位授与報告

報告番号 乙第52号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 昭和57年4月1日

学位論文題名 国民経済計算の新展開

主論文の要旨

本論文は、国民経済計算の体系を、近年公表されたわが国における新 SNA（国際連合が策定した新しい標準方式に基づく体系）を中心に考察し、さらにその計数を用いて各種の実証分析を試みたものである。

本論文は序章と7章からなる。

序章経済循環とその把握においては、経済循環把握の仕組みを記述し、さらに経済循環把握方式の歴史的発展を概観して、国民経済計算の完全接合体系である新 SNA が整備されたことの意義を高く評価している。

第1章新しい国民経済計算体系においては、従来からの国民経済計算の諸勘定のそれぞれについて、わが国における推計の発展を概観している。ついで新 SNA の基本体系を概説し、部門分類など概念規定を考察し、さらにわが国における新 SNA の基本勘定構造を示している。

第2章国民資産と日本の国富構造においては、ストック面を一括して考察している。まず新 SNA における国民貸借対照表、金融資産負債残高表が考察され、さらにその実際の計数を用いての日本経済の実証分析が示される。ここでは土地資産の価格急騰による金融連関比率の低下、成長減速による資本係数の低下などが明らかにされる。ついでこれらストック推計の基礎

となる国富調査が考察され国富評価の方法についての分析が示される。さらに就業者数、耐久消費財残高など、他のストック系列も分析される。

第3章産業連関と日本の生産構造においては、生産面を考察している。まず産業連関表の構成、形式、価格評価方式が考察され、ついでわが国の産業連関表の計数を用いての産業連関分析が示される。ここでは近時発展の著しい産業連関分析の拡張としての価格波及分析、公害の連関分析を考察し、いずれも得られた結果には大きな制約があることを指摘している。次いで新 SNA における産業連関表、生産勘定が考察され、推計方法、在庫品評価調整の問題を分析している。

第4章所得循環と日本の所得支出構造においては、分配面、支出面を考察している。まず所得の配分と消費・貯蓄がどのように連結されているかを示す制度部門別所得支出勘定が考察され、ついでその計数を用いての各制度部門の特徴、貯蓄率などの分析が示される。ここではわが国の成長減速が貯蓄の構成を大きく変えたことが明らかにされる。支出面については部門別の消費支出勘定、資本形成勘定がそれぞれ考察され、さらにその計数を用いた実証分析が示される。

第5章資金循環と日本の金融構造においては、まず資金循環分析の一般的な考察が示され、ついで新 SNA における資本調達勘定、金融資産・負債勘定がそれぞれ考察される。さらにその計数を用いた資金循環分析が示され、国内各部門の資金調達の成長減速に伴う変化が明らかにされる。最後に、フローとストックを連結する調整勘定が考察される。

第6章国民経済の成長と経済構造においては、わが国における新 SNA を総括的に考察している。まず海外勘定を加えることで全勘定体系が完結することが示され、国民経済の規模を示す GNP が考察される。さらにこれにかかわる季節調整、実質化、基準改訂などが考察される。ついで国民所得決定の理論が簡潔に示され、最後にその計数を用いて日本経済の成長と構造が種々の角度から分析される。ここでは成長減速に伴う需要構成の変化、限界資本係数の上昇が明らかにされる。

第7章国民経済計算と福祉指標においては、より広い観点から新 SNA を考察することで論文を総括している。新 SNA の今後の課題としてまず今後改善を必要とすると思われる諸点、すなわち実物と金融の計数上のギャップ、ストックの実質化問題を指摘し、ついで今後の整備の方向を示唆している。次に GNP 批判

をとり上げて考察し、それとの関連で福祉指標を考察している。ここでは、福祉指標はGNPにとってかわるものではなく、両者が相互に関連し合って経済社会の状態を多面的に測定する方向に向かうのが今後の望ましい方向であるが、理論的にも、計測の上からも今後さらに研究を重ねる必要があることを指摘して論文を締めくくっている。

以上から明らかなように、本論文は国民経済計算の体系をわが国における新SNAを中心におき、広い観点から理論的・実証的に考察したものであるが、体系の分析のみに止まらず、そこから得られる実際の計数を用いての実証分析をも加えている点に大きな特色がある。

論文審査の要旨

論文審査担当者	{	主査	九州大学	教授	武野 秀樹
		副査	"	"	山崎 良也
		"	"	"	児玉 正憲

本論文は、国民経済計算の体系を、近年公表されたわが国における新SNAにそくして考察し、さらにそれに基づいた各種の実証分析を行ったものである。国民経済計算は、巨視的経済量把握のため概念的フレームワークの設定とそれにもとづく具体的な量的記述を目的としているが、国際連合において国際的標準方式である「国民勘定の体系」が策定されたことによって新しい段階に入った。国民経済計算の諸部分体系は、従来固有の分析目的にしたがってそれぞれ独自の発展を続けてきたのであるが、新SNAが策定されたことによって、これらを統合した体系がいよいよ実行の段階をむかえたのである。わが国の国民経済計算も、昭和53年以降すべてこの新体系にもとづいて公式推計が行われることになっており、この体系を理論的、実証的観点から考察し、分析することは、巨視的経済分析のために欠くことのできない重要な作業なのである。本論文は、この「新SNA時代」の開始期にあたって、その意義と問題点を内在的観点から検討すべく書かれたものである。

序章および第1章では、経済循環把握方式の歴史的発展を概観しながら、国民経済計算の完全接合体系としての新SNAの役割を強調している。とくに従来からの国民経済計算の諸勘定のそれぞれについて、わが国における推計の発展を述べ、さらに新SNAの基本勘定の構造を概説する。

第2章ではストック勘定が一括して取り上げられている。まず新SNAにおける国民貸借対照表、金融資産負債残高表が考察され、それらに実際の推計値をもっていることによって実証分析がなされる。ここでは筆者は、土地資産の価格急騰による金融連関比率の低下、成長減速による資本係数の上昇などを指摘する。ついでこれらストック推計の基礎となる国富調査が考察され、就業者数、耐久消費財残高などのストック系列を含めて国富評価の方法が検討される。

第3章は、生産面の勘定構造の考察にあてられる。産業連関表の構成、形式、および価格評価方式が説明されたのちに、わが国の産業連関表の計数をもちいての産業連関分析が例示されている。筆者はここで、近時発展の著しい産業連関分析の拡張としての価格波及分析や公害の連関分析に言及し、これからえられた結果に大きな制約があることを指摘する。

第4章と第5章では、実物勘定の分配面、支出面と金融勘定が考察の対象とされる。まず、所得の分配と消費・貯蓄がどのように連結されているかを示す制度部門別所得支出勘定に注目し、実際の推計値にもとづいて各制度部門についての同勘定の特徴、貯蓄率を分析している。ここでは、わが国の成長減速が貯蓄構成にもたらした変化を検討することが主要なねらいとなっている。次に筆者は、資金フロー勘定に目を転じ、資金循環分析の一般的論点を説明したあと、新SNAにおける資本調達勘定、金融資産・負債勘定の構造上の問題点を考察する。最後にフローとストックを連結する調整勘定の役割と記録内容が検討されている。

第6章と第7章の課題は、わが国における新SNAの総括的考察と評価である。新SNAによって表現を与えられた日本経済の循環構造のなかで、国民所得(GNPによってあらわされる)推計の問題点が再検討されねばならないことが、季節調整、実質化、基準改訂などの具体的取り扱いをつうじて明確にされる。ついで筆者の分析は国民所得時系列へとすすみ、成長減速にともなう需要構成の変化、限界資本係数の上昇傾向などを指摘している。第7章は、新SNAをめぐる諸問題をさらに広範な観点から展望し、今後の課題と周辺の議論に言及している。筆者が、今後改善されるべき問題点として指摘するのは、実物と金融の計数上のギャップとストック勘定の実質化の2点である。

以上述べたように、本論文は、国民経済計算の体系を、わが国における新SNAを中心として理論、実証の両面にわたって多角的に考察したものである。とこ

ろで国民経済計算は、本来国民勘定体系の設計にかんする抽象的な理論から具体的推計作業にいたるまで広範かつ異質的な多くの論点を含んでいる。そのために、国民経済計算でこれまで重要視されてきた問題でありながら、本論文で十分な検討を加えられていないものも2,3にとどまらない。しかし本研究の特色は、国民経済計算に固有とみられる、取引の分類・評価の純粋に技術的問題に関心を集中することなく、むしろ国民経済計算フレームワークの理論的基礎と、そこからえられた推計値にもとづく種々の実証分析との融合を試みている点にみられる。このような研究方向は、

新 SNA の利用と改善にとって不可欠であり、それは本論文によって端緒を与えられたといってもよい。また、理論的分析が、明確な意図をもつ実証分析に裏付けられている本論文は、今後の巨視的経済分析の発展に大きく寄与するものであると考えられる。

また、本論文を中心とする専攻分野にかんする専門的知識についても、本人の研究歴および研究業績等から判断して、十分であると考えられる。

以上のことから、本論文は、経済学博士の学位を授与するに値するものと認める。